



南伊豆町こども計画

令和7年3月
南伊豆町

ごあいさつ

南伊豆町では、令和2年に策定した「第2期南伊豆町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援に関する各種施策に取り組んできました。

近年、子ども・若者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子どもの貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもりなどの諸問題が深刻化・長期化しています。

さらに、若者が結婚や子育てへの希望を描けない、子育て当事者の子育てに対する不安や負担が高まったことなどが影響し、少子化が急速に進行しています。

これらの現状を踏まえ、国では、令和5年に全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子どもに関する政策を総合的に推進することを目的として、「こども基本法」を施行し、こども家庭庁を創設、こども施策に関する基本的な方針を定めた「こども大綱」が示されました。

今回策定した「南伊豆町こども計画」は、これまで取り組んできた「南伊豆町子ども・子育て支援事業計画」の基本的な考え方を継承しつつ、「こども大綱」に示された今後の社会情勢の動きにも対応できるよう検討したものです。

計画的な教育・保育施設等の整備、子ども・子育て支援事業の充実、児童虐待防止対策の充実に加え、妊娠・出産期から切れ目のない細やかな支援や子どもの貧困対策などについても方向性を示し、実効性の高い施策としました。

本計画の基本理念であります「自然の中で笑顔があふれ、子どもが、親が、地域が育つまち」の実現を目指し、今後も国や静岡県をはじめ、町民、地域、企業や関係機関・団体等との役割分担と相互の連携を図りながら、この計画を推進してまいります。結びに、この計画の策定に当たり、ニーズ調査にご協力いただきました保護者・児童の皆様と、貴重なご意見、ご提言をいただきました子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、関係の方々に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

南伊豆町長 岡部 克仁

目次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	2
3 計画期間.....	2
4 計画の対象.....	2
第2章 南伊豆町の子ども・子育てを取り巻く現状.....	3
1 町の概況.....	3
2 保育環境・教育環境の状況.....	8
3 子どもの貧困を取り巻く状況.....	10
4 子ども・子育て支援に関するアンケート結果の概要.....	12
5 こどもの居場所に関するアンケート結果の概要.....	31
6 前計画の評価と今後の課題.....	40
第3章 計画の基本理念・目標等.....	45
1 計画の基本理念.....	45
2 計画の基本的方針.....	46
3 計画の基本目標.....	47
4 施策の体系.....	48
第4章 施策の展開.....	49
基本目標1 安心して産み育てられる環境づくり.....	49
基本目標2 子育てを社会全体で支えていく体制づくり.....	63
基本目標3 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり.....	67
基本目標4 子どもの貧困対策の推進.....	74
第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量と確保方策.....	77
1 事業計画における区域設定の考え方.....	77
2 教育・保育における量の見込みと確保方策.....	78
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	81
第6章 計画の推進について.....	87
1 計画の推進体制.....	87
2 計画の進行管理.....	87
3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	88
4 子ども・子育てを取り巻く環境の国際化への対応.....	88
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	88
6 障害児支援の体制整備.....	88
資料編.....	89
1 南伊豆町子ども・子育て会議条例.....	89
2 南伊豆町子ども・子育て会議委員名簿.....	91

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

近年、子ども・若者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子どもの貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもりなどの諸問題が深刻化・長期化しています。

さらに、若者が結婚や子育てへの希望が描けない、子育て当事者の子育てに対する不安や負担が高まったことなどが影響し、少子化が急速に進行しています。

これらの現状を踏まえ、国では、令和5年4月に全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子どもに関する政策を総合的に推進することを目的として、「こども基本法」を施行し、同法に基づいて子ども施策に関する基本的な方針を定めた「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。

「こども大綱」では、全ての子ども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援事業の量の拡充・質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」を始めました。

本町においてもこの流れを受け、平成27年3月に「南伊豆町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する取組を総合的に推進してきました。

また、令和元年10月には、少子化対策の1つとして掲げられた幼児教育・保育の無償化が実施され、これに対応して令和2年3月に「第2期南伊豆町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

令和6年度に計画期間の最終年度を迎えることにより、社会環境の変化や本町の子ども・若者を取り巻く現状を踏まえ、子ども・若者の誰ひとりとして取り残されず幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「南伊豆町こども計画」を策定します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条に基づく「市町村こども計画」であり、本町における子ども・若者施策に関する事項を定める計画です。

また、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」を含むものとします。

なお、上位計画である「南伊豆町総合計画」やその他関連計画との整合、連携を図り策定します。

3 計画期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である令和 11 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 2 期南伊豆町子ども・子育て支援事業計画					南伊豆町こども計画				

4 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て 18 歳までの子どもとその家庭、地域、企業、行政など全ての個人及び団体とします。また、若者支援については概ね 15 歳から 40 歳未満の者とします。

本計画の策定に当たっては、「南伊豆町子ども・子育て会議」において意見聴取や審議を行うとともに、本計画の進行管理を行っていきます。当会議は、学識経験者や子ども・子育て支援事業者、保護者等から構成されています。

第2章 南伊豆町の子ども・子育てを取り巻く現状

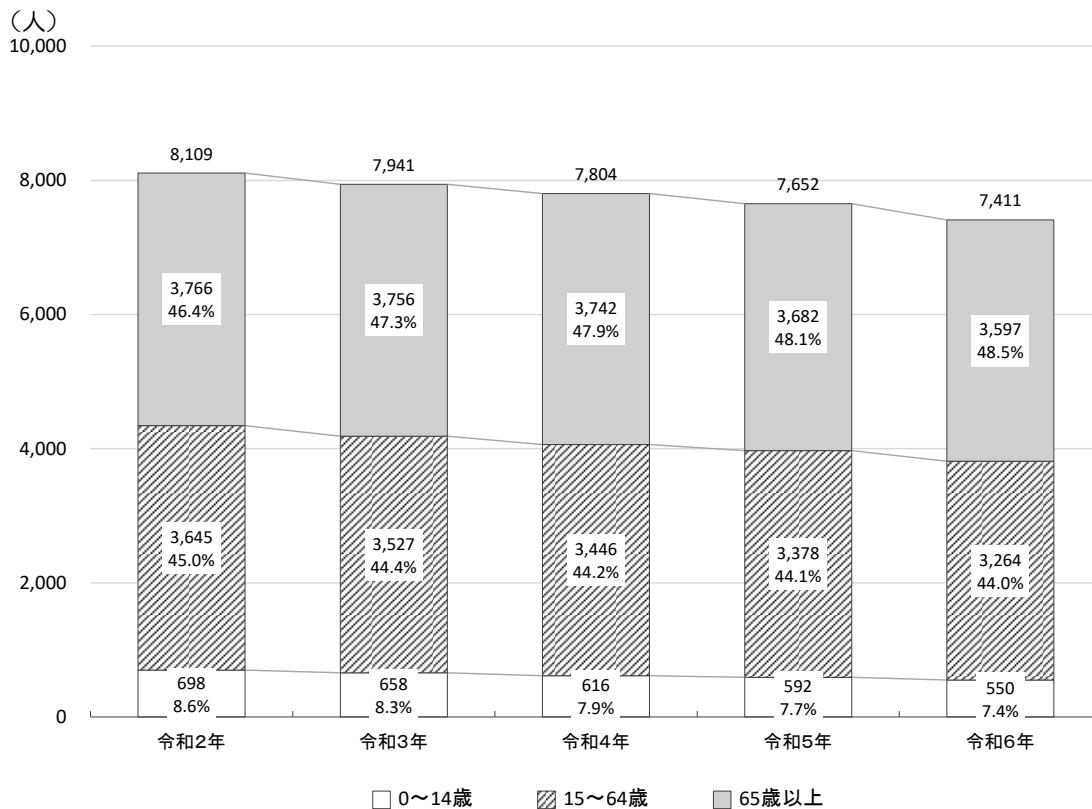
1 町の概況

(1) 人口・世帯の状況

① 総人口と年齢階層別人口の推移

本町における総人口の推移をみると、減少傾向で推移しています。年齢階層別人口をみると、0～14 歳人口（年少人口）、15～64 歳人口（生産年齢人口）、65 歳以上人口（老年人口）ともに減少傾向となっています。

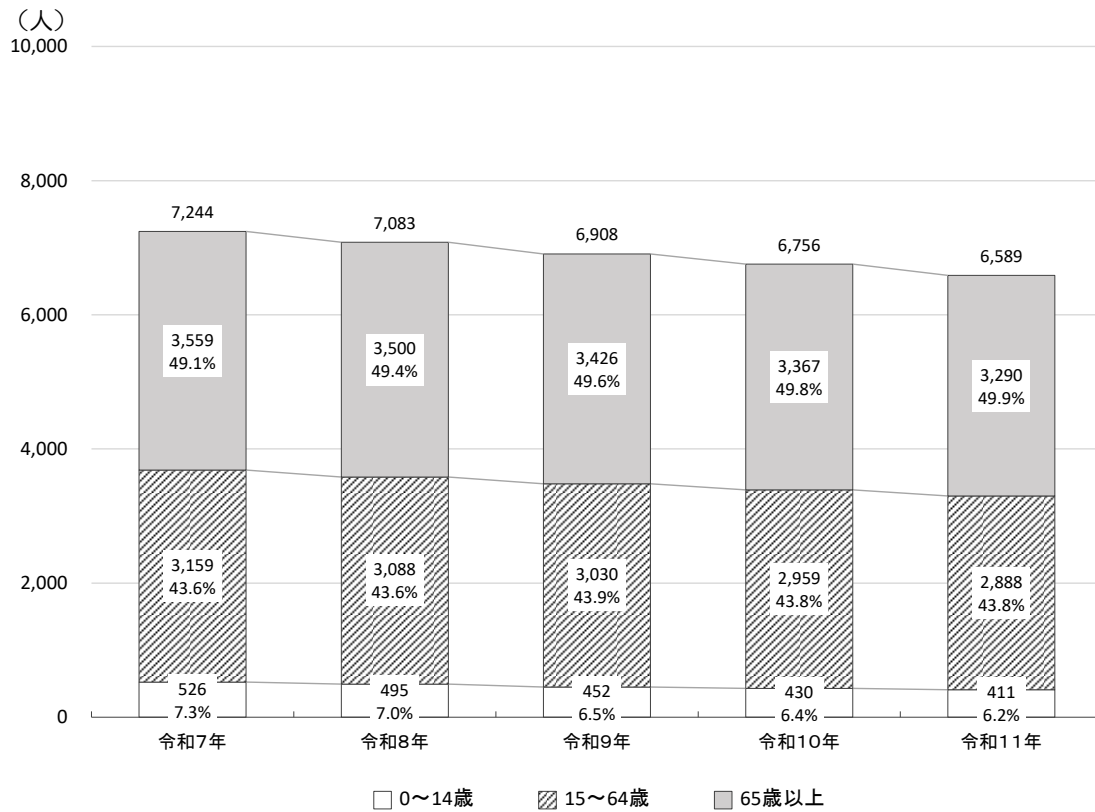
年齢階層別人口の割合をみると、0～14 歳人口（年少人口）及び 15～64 歳人口（生産年齢人口）は減少傾向にありますが、65 歳以上人口（老年人口）は増加傾向となっており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳 各年4月1日

②今後の総人口及び年齢階層別人口の推計

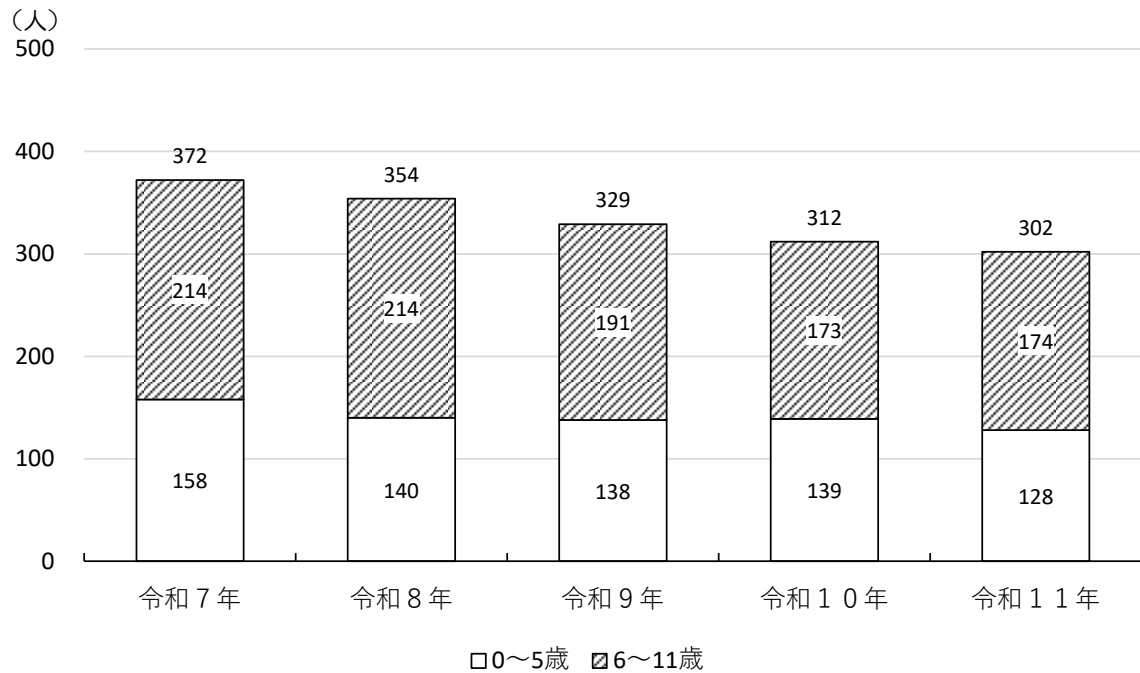
計画期間の令和7年から令和11年までの総人口の推計をみると、今後も人口は減少傾向で推移し、令和11年には総人口が6,589人、高齢化率は49.9%となる見込みです。



資料：住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法により推計

③児童人口の推計

0歳から5歳までの就学前児童及び6歳から11歳までの就学児童の推計人口をみると、計画期間の令和7年から令和11年の間、減少傾向で推移していくことが見込まれます。



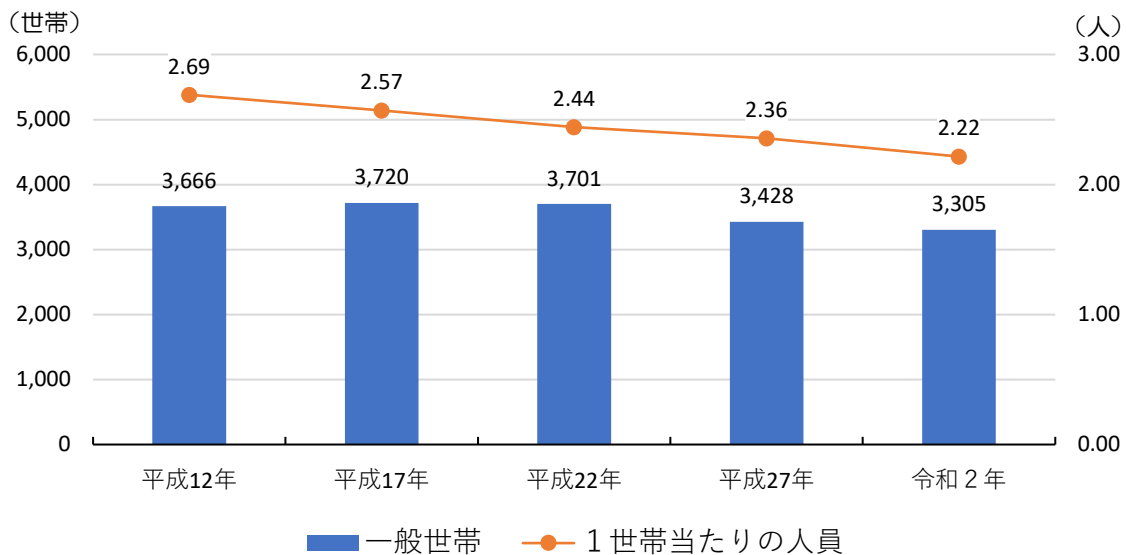
(人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	24	23	22	21	20
1歳	21	23	22	22	21
2歳	30	20	22	21	21
3歳	21	31	21	23	22
4歳	22	21	30	21	23
5歳	40	22	21	31	21
合計	158	140	138	139	128
6歳	33	40	22	21	31
7歳	28	33	40	22	21
8歳	30	28	33	41	22
9歳	40	30	28	33	41
10歳	44	39	29	27	32
11歳	39	44	39	29	27
合計	214	214	191	173	174

資料：住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法により推計

④世帯数及び1世帯当たり人員の推移

本町の世帯数は、平成17年以降減少傾向で推移しています。1世帯当たり人員も減少傾向であり、令和2年では1世帯当たり2.22人となっています。

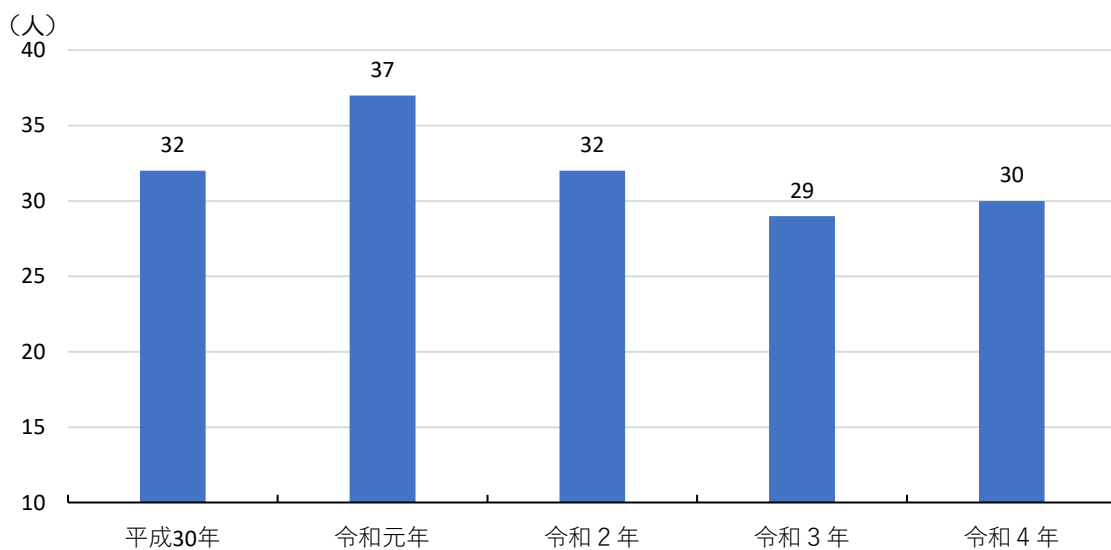


資料：国勢調査

(2) 出産・婚姻等の状況

①出生数の推移

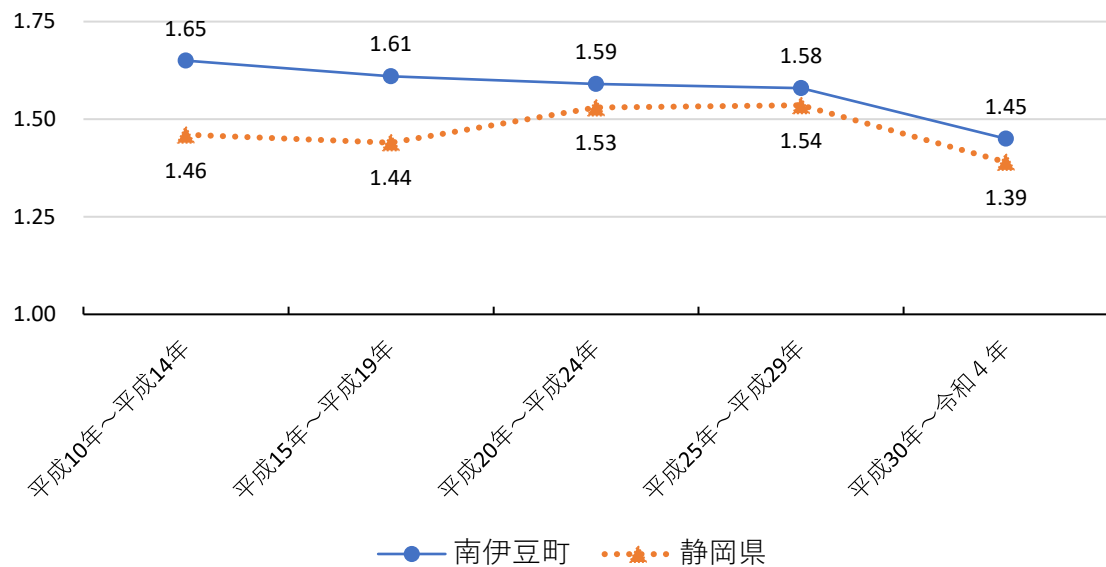
本町の出生数は令和元年以降減少傾向にあり、令和4年の出生数は30人となっています。



資料：人口動態統計

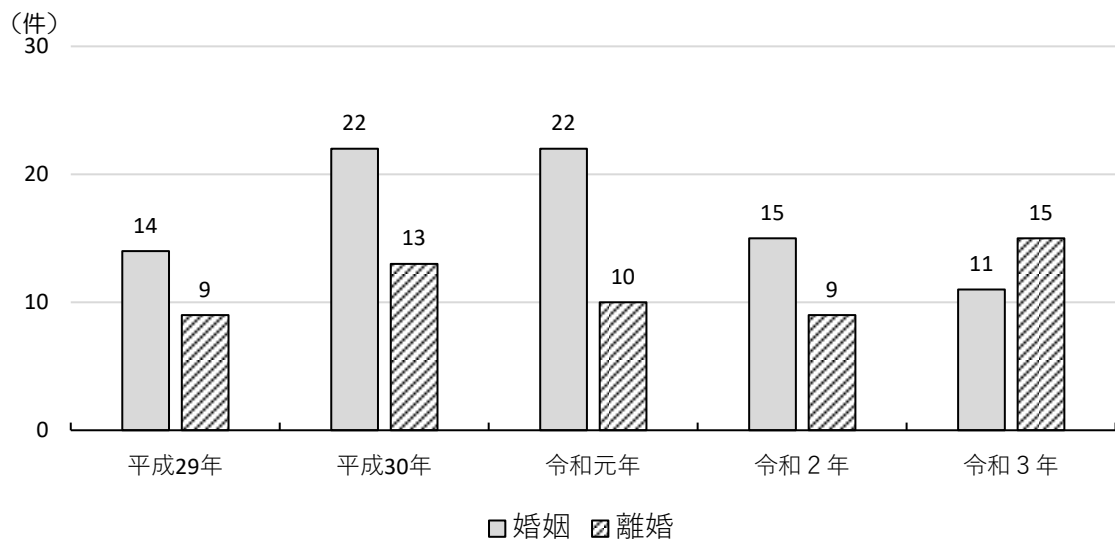
②合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は減少傾向で推移しており、平成30年～令和4年では1.45となっていますが、県の水準は上回っています。



③婚姻件数と離婚件数の推移

本町の婚姻件数は令和元年以降減少傾向となっており、令和3年には離婚件数が婚姻件数を上回っています。



2 保育環境・教育環境の状況

(1) 認定こども園（保育部）の状況

認定こども園は、令和6年度現在1か所あり、保育部には114人の園児がいます。園児数は減少傾向となっています。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員（人）		216	180	180	180
施設数（か所）		2	1	1	1
園児数	0歳（人）	1	2	5	3
	1歳（人）	20	13	16	20
	2歳（人）	18	28	14	16
	3歳（人）	28	23	34	18
	4歳（人）	22	28	26	29
	5歳（人）	33	26	28	28
	合計（人）	122	120	123	114

資料：南伊豆町資料

(2) 認定こども園（幼稚部）の状況

認定こども園の幼稚部には令和6年度現在19人の園児がいます。園児数は増加傾向となっています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員（人）	99	45	45	45
施設数（か所）	2	1	1	1
園児数（人）※公立	11	14	11	19

資料：南伊豆町資料

(3) 町独自の延長保育（認定こども園の保育部）の状況

保育部短時間利用者を対象とした延長保育（7：30～8：15、16：15～18：30）は、令和5年度現在1か所あり、3人の園児の利用があります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数（か所）	2	1	1	1
園児数（人）	9	6	3	3

資料：南伊豆町資料

(4) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、令和5年度現在1か所あり、利用児童数の合計は44人です。利用児童数は、45人程度で推移しています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数（か所）		1	1	1	1
児童数	1～3年（人）	40	36	36	35
	4～6年（人）	6	9	8	9
	合計（人）	46	45	44	44

資料：南伊豆町資料

(5) 地域子育て支援拠点の状況

地域子育て支援拠点事業は、令和5年度現在1か所あり、年間延べ利用組数は1,607組で、利用組数は減少傾向となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所（か所）	1	1	1	1
延べ利用組数（組）	2,211	1,949	1,629	1,607

資料：南伊豆町資料

3 子どもの貧困を取り巻く状況

(1) 要保護・準要保護児童数・生徒数の状況

要保護・準要保護児童数・生徒数が全児童・生徒数に占める割合は、令和5年度現在10.0%となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要保護児童数・生徒数（人）	0	0	0	0	0
準要保護児童数・生徒数（人）	39	49	45	42	40
要保護・準要保護児童数・生徒数が全児童・生徒数に占める割合（％）	7.7	10.2	9.8	9.6	10.0

資料：南伊豆町資料

(2) 児童手当の受給者数の状況

児童手当の受給者数は、減少傾向で推移しており、令和5年度現在384人となっています。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳～3歳未満（人）	被用者	49	44	44	39	40
	非被用者	27	29	21	23	14
3歳以上～小学校修了前（人）	被用者	201	176	163	158	156
	非被用者	75	74	70	66	62
小学校修了後～中学校修了前（人）	被用者	118	114	115	95	87
	非被用者	44	42	32	27	25
合計（人）		514	479	445	408	384

資料：南伊豆町資料

(3) 児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者数の状況

児童扶養手当の受給者数は、減少傾向で推移しており、令和5年度現在 37 人となっています。

児童扶養手当	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数（人）	54	48	43	41	37

資料：南伊豆町資料

特別児童扶養手当の受給者数は、減少傾向で推移しており、令和5年度現在5人となっています。

特別児童扶養手当		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数（人）	身体	3	3	3	2	2
	知的	7	4	4	4	3
合計（人）		10	7	7	6	5

資料：南伊豆町資料

(4) 生活保護受給世帯数の状況

生活保護受給世帯数は、70 世帯程度で推移しており、令和5年度現在 66 世帯となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢世帯（世帯）	57	54	52	48	48
傷病障害世帯（世帯）	12	11	13	10	10
母子世帯（世帯）	0	0	1	1	1
その他世帯（世帯）	6	7	6	6	7
合計（世帯）	75	72	72	65	66

資料：南伊豆町資料

4 子ども・子育て支援に関するアンケート結果の概要

(1) 調査目的

本調査は、町内に居住する未就学児童及び小学生の保護者を対象として実施し、本計画を策定するに当たり、住民の方の教育・保育・子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望等を把握するための基礎資料としました。

(2) 調査対象

未就学児（0～5歳 131人）

小学生（1～6年生 124人）

(3) 調査時期

令和6年4月

(4) 調査方法

郵送による配布・回収、または学校や園を通じての回収

(5) 回収結果

未就学児

配布数	回収数	回収率
131	105	80.2%

小学生

配布数	回収数	回収率
124	111	89.5%

(6) 数値等の基本的な取扱いについて

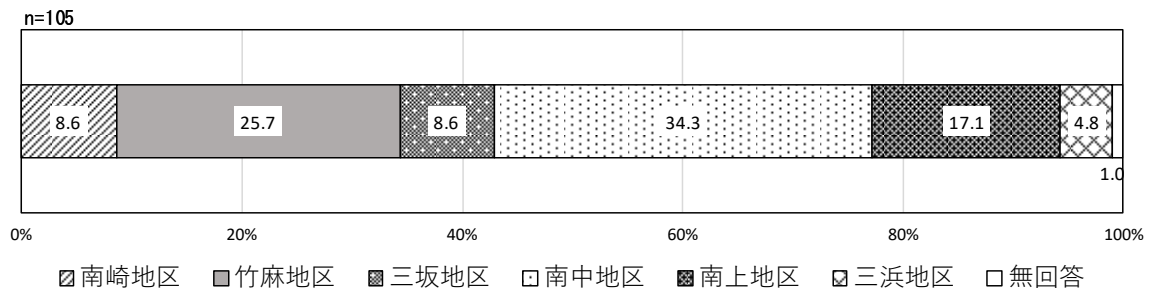
- ・回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問いであり、したがって、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。
- ・文中、グラフ中の選択肢の文言は作図等の都合により一部簡略化する場合があります。

(7) 調査結果

■お住まいの地域

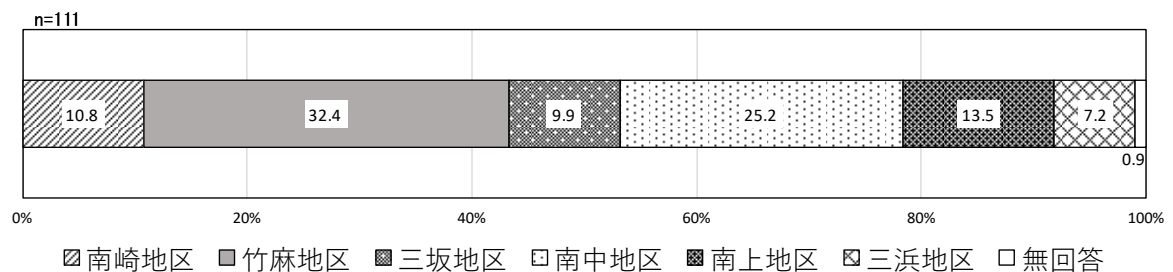
【未就学児】

「南中地区」の割合が34.3%と最も高く、次いで「竹麻地区」が25.7%、「南上地区」が17.1%となっています。



【小学生】

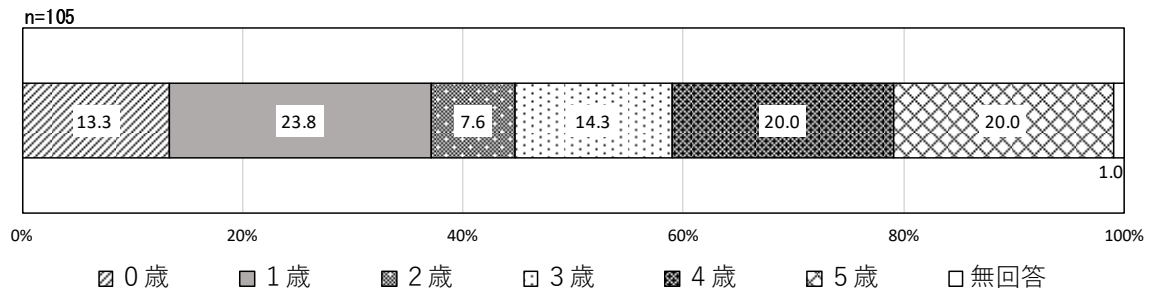
「竹麻地区」の割合が32.4%と最も高く、次いで「南中地区」が25.2%、「南上地区」が13.5%となっています。



■お子さんの年齢

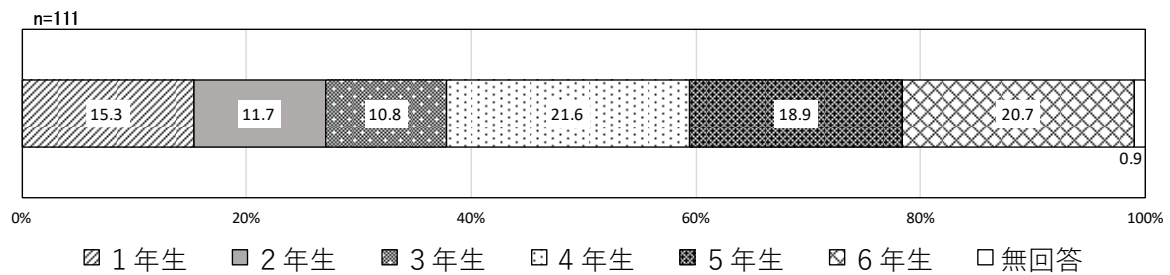
【未就学児】

「1歳」の割合が23.8%と最も高く、次いで「4歳」「5歳」が20.0%となっています。



【小学生】

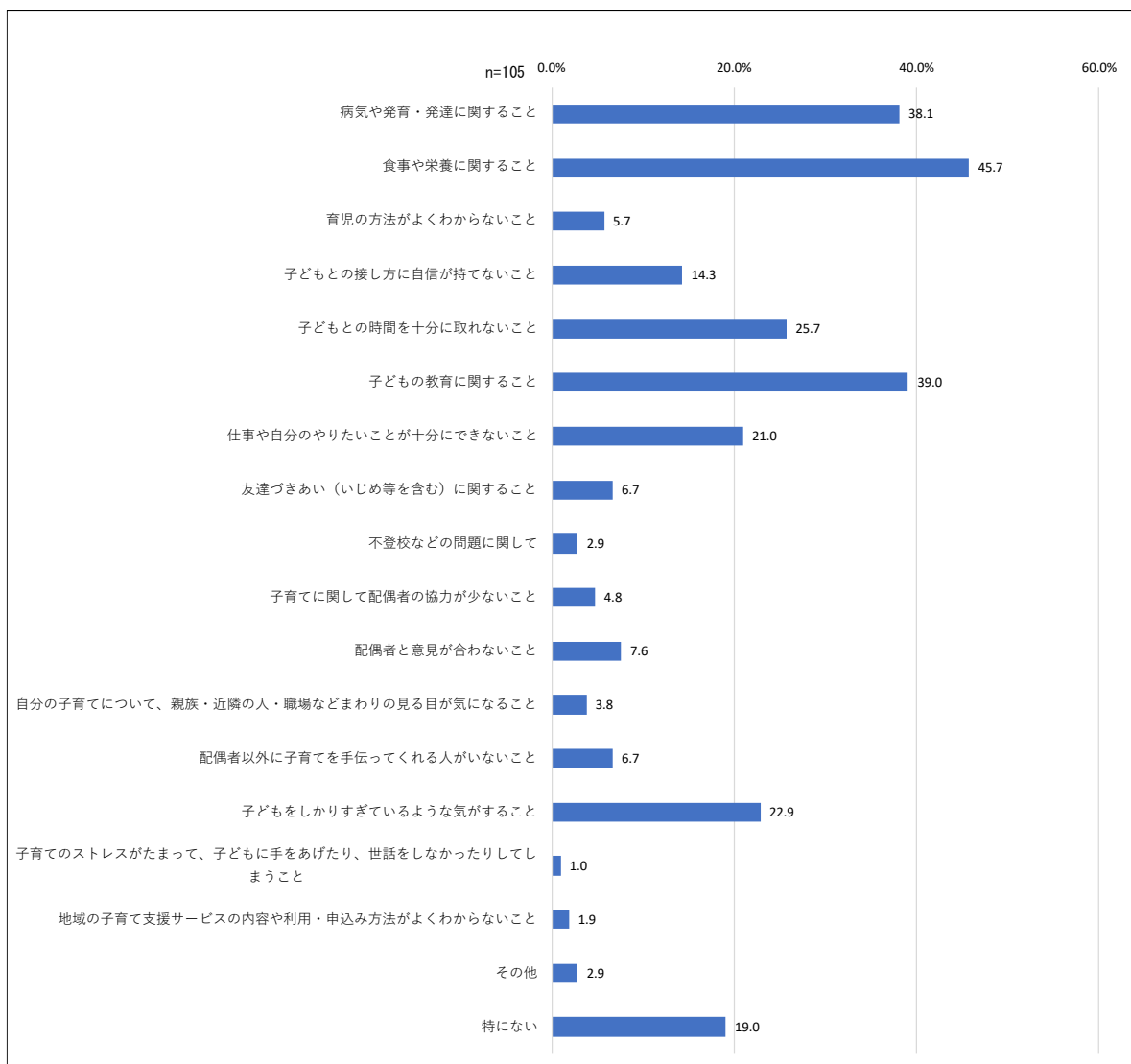
「4年生」の割合が21.6%と最も高く、次いで「6年生」が20.7%、「5年生」が18.9%となっています。



■子育てに関して、日常悩んでいること、または気になること

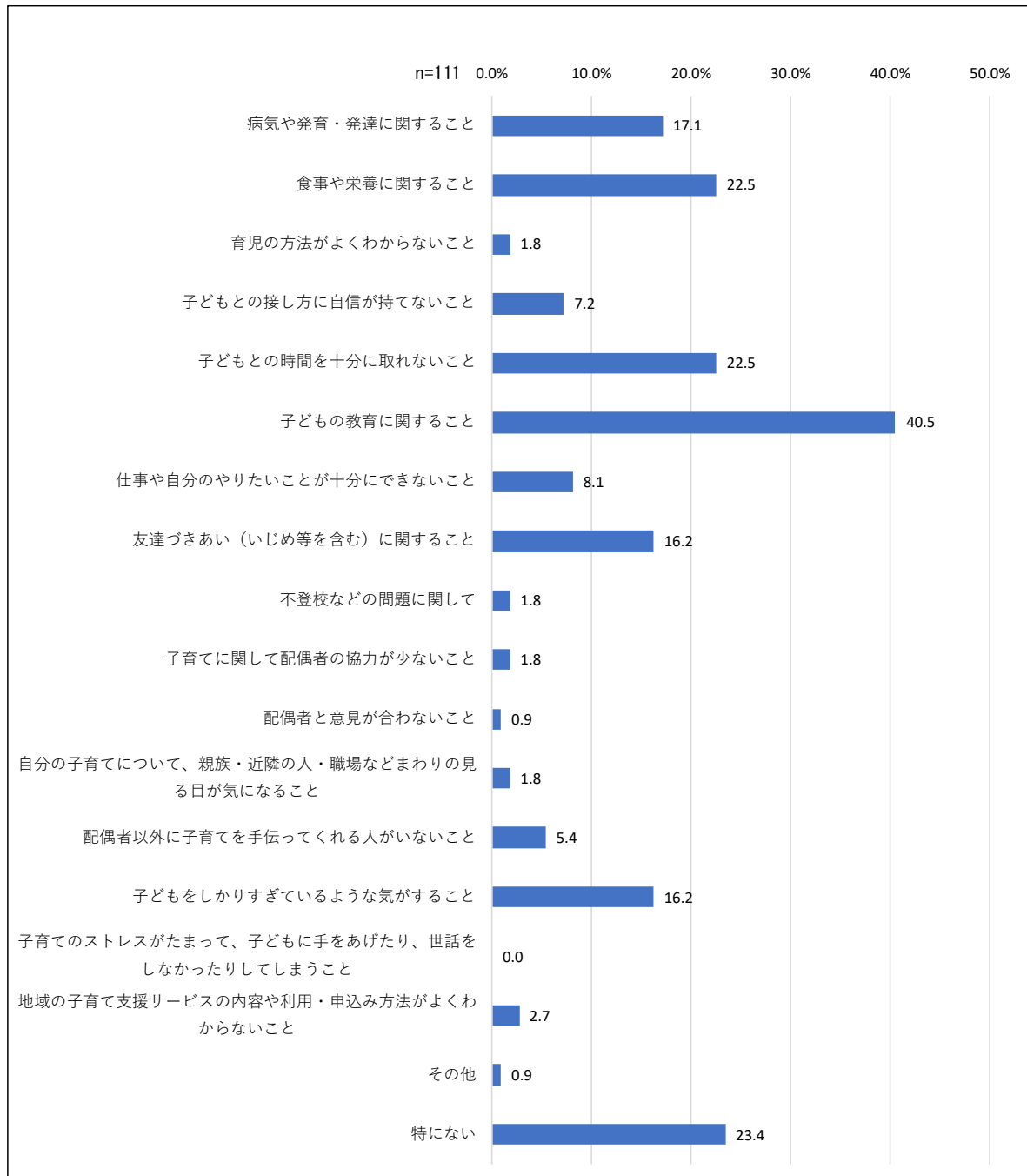
【未就学児】

「食事や栄養に関すること」の割合が45.7%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」が39.0%、「病気や発育・発達に関すること」が38.1%となっています。



【小学生】

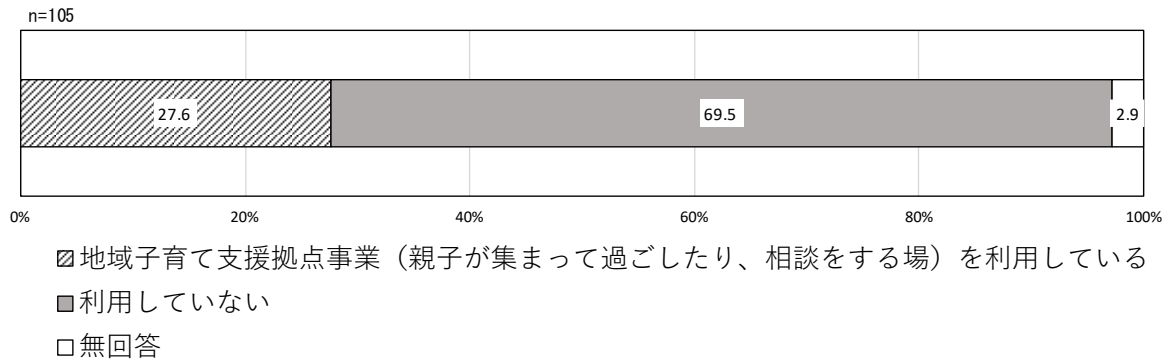
「子どもの教育に関すること」の割合が40.5%と最も高く、次いで「特にない」が23.4%、「食事や栄養に関すること」「子どもとの時間を十分に取れないこと」が22.5%となっています。



■地域の子育て支援事業の利用状況【未就学児】

「利用していない」の割合が 69.5%、「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）を利用している」が 27.6%となっています。

また、「利用している」と回答した方の1週当たり平均利用回数は2回、1か月当たり平均利用回数は3回となっています。

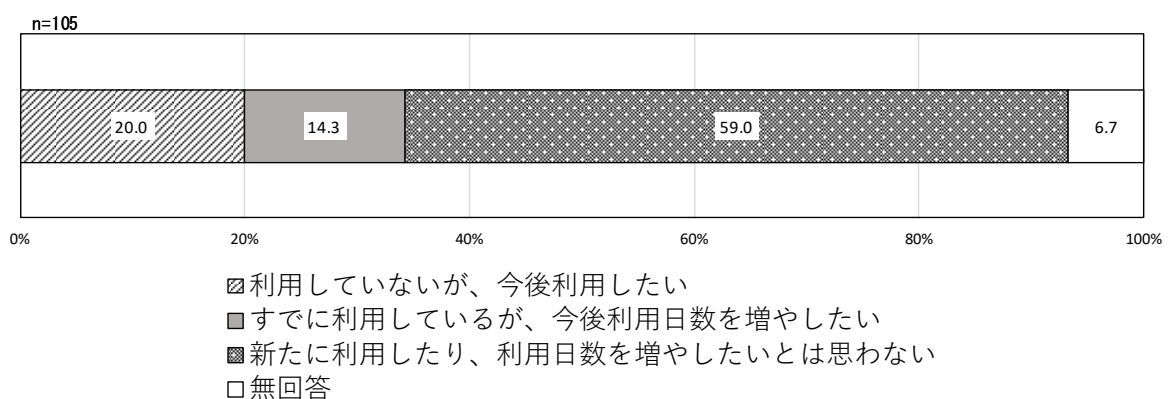


■地域の子育て支援事業の今後の利用希望【未就学児】

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が 59.0%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が 20.0%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 14.3%となっています。

「利用していないが、今後利用したい」と回答した方の1週当たり平均希望回数は2回、1か月当たり平均希望回数は3回となっています。

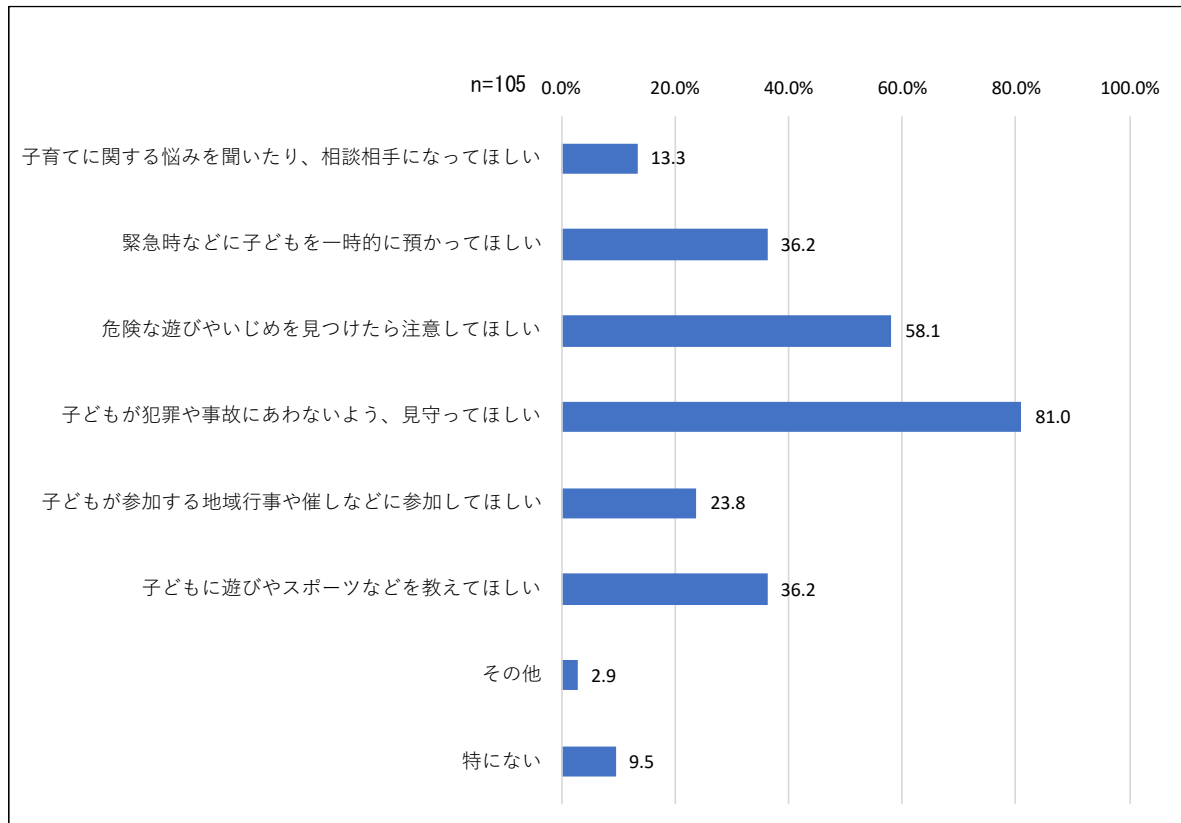
「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した方の1週当たり平均希望追加回数は1回、1か月当たり平均希望追加回数は3回となっています。



■子育て支援として、身近な地域の人に望むこと

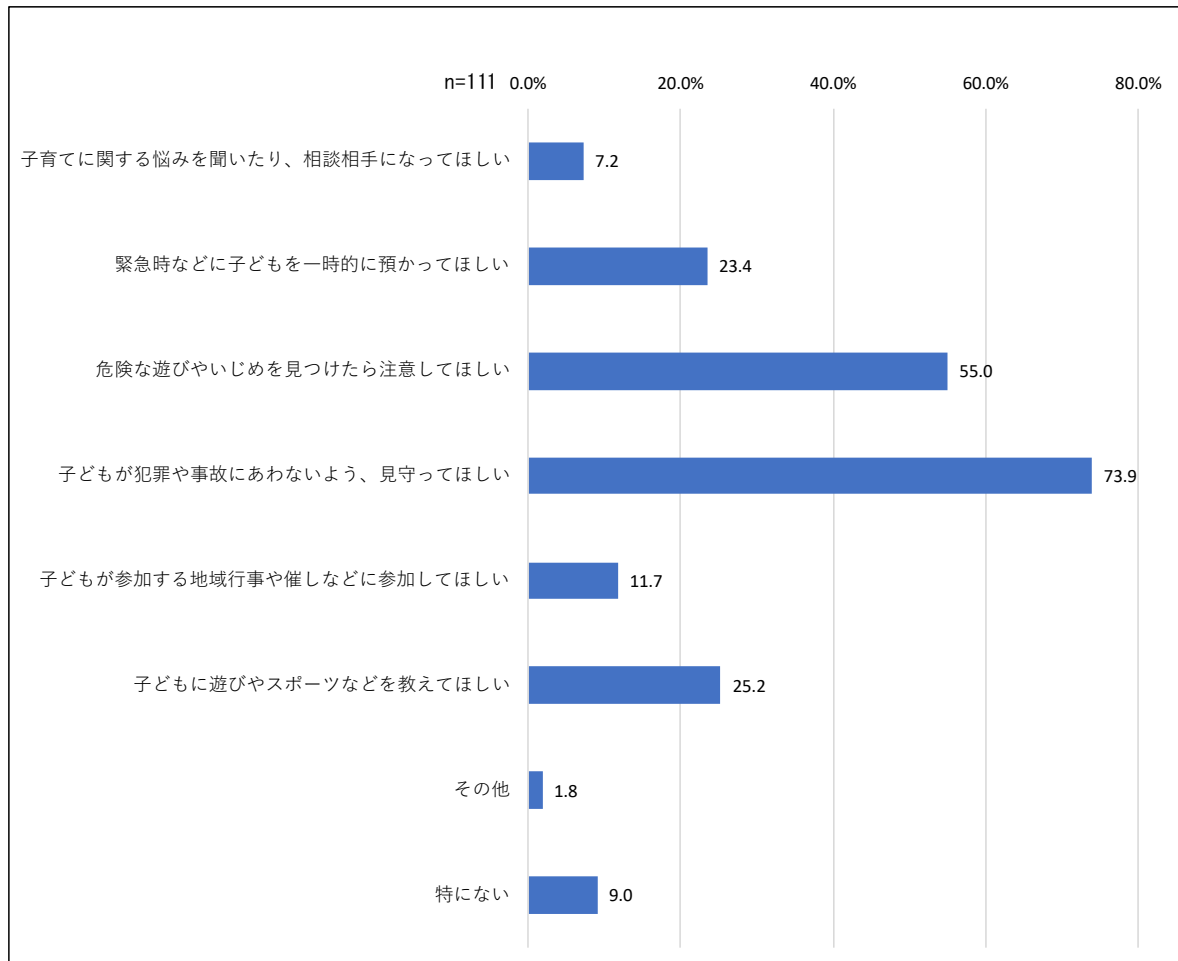
【未就学児】

「子どもが犯罪や事故にあわないよう、見守ってほしい」の割合が81.0%と最も高く、次いで「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が58.1%、「緊急時などに子どもを一時的に預かってほしい」「子どもに遊びやスポーツなどを教えてほしい」が36.2%となっています。



【小学生】

「子どもが犯罪や事故にあわないよう、見守ってほしい」の割合が73.9%と最も高く、次いで「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が55.0%、「子どもに遊びやスポーツなどを教えてほしい」が25.2%となっています。



■町の事業の認知度や利用状況等

【未就学児】

【A 知っている】

「はい」の割合が高かった項目は、「⑧乳幼児健診」が87.6%と最も高く、次いで「⑩こども医療費助成制度」が86.7%、「⑨歯科検診・歯科フッ素塗布」が83.8%となっています。

項目 n=105	(%)	
	はい	いいえ
①母親（父親）学級、両親学級、育児学級	80.0	9.5
②行政の情報・相談事業	52.4	41.9
③家庭教育に関する学級・講座	27.6	67.6
④教育相談室	45.7	50.5
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	79.0	11.4
⑥子育てに関する総合相談窓口	41.0	51.4
⑦放課後児童クラブ	80.0	13.3
⑧乳幼児健診	87.6	0.0
⑨歯科検診・歯科フッ素塗布	83.8	3.8
⑩こども医療費助成制度	86.7	0.0
⑪しずおか子育て優待カード	81.9	7.6

【B これまでに利用したことがある】

「はい」の割合が高かった項目は、「⑩こども医療費助成制度」が91.4%と最も高く、次いで「⑧乳幼児健診」が86.7%、「⑨歯科検診・歯科フッ素塗布」が82.9%となっています。

(%)

項目 n=105	はい	いいえ
①母親（父親）学級、両親学級、育児学級	54.3	35.2
②行政の情報・相談事業	17.1	65.7
③家庭教育に関する学級・講座	4.8	77.1
④教育相談室	7.6	75.2
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	45.7	41.9
⑥子育てに関する総合相談窓口	6.7	73.3
⑦放課後児童クラブ		
⑧乳幼児健診	86.7	5.7
⑨歯科検診・歯科フッ素塗布	82.9	10.5
⑩こども医療費助成制度	91.4	2.9
⑪しずおか子育て優待カード	64.8	26.7

【C 今後利用したい】

「はい」の割合が高かった項目は、「⑩こども医療費助成制度」が79.0%と最も高く、次いで「⑪しずおか子育て優待カード」が77.1%、「⑨歯科検診・歯科フッ素塗布」が76.2%となっています。

(%)

項目 n=105	はい	いいえ
①母親（父親）学級、両親学級、育児学級	33.3	43.8
②行政の情報・相談事業	35.2	41.9
③家庭教育に関する学級・講座	29.5	49.5
④教育相談室	37.1	41.0
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	58.1	21.0
⑥子育てに関する総合相談窓口	35.2	42.9
⑦放課後児童クラブ	63.8	16.2
⑧乳幼児健診	70.5	7.6
⑨歯科検診・歯科フッ素塗布	76.2	2.9
⑩こども医療費助成制度	79.0	0.0
⑪しずおか子育て優待カード	77.1	3.8

【小学生】

【A 知っている】

「はい」の割合が高かった項目は、「⑦放課後児童クラブ」「⑧乳幼児健診」が95.5%と最も高く、次いで「⑨歯科検診・歯科フッ素塗布」が93.7%となっています。

項目 n=111	(%)	
	はい	いいえ
①母親（父親）学級、両親学級、育児学級	84.7	9.9
②行政の情報・相談事業	57.7	36.9
③家庭教育に関する学級・講座	44.1	50.5
④教育相談室	60.4	35.1
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	67.6	27.9
⑥子育てに関する総合相談窓口	47.7	45.9
⑦放課後児童クラブ	95.5	0.9
⑧乳幼児健診	95.5	1.8
⑨歯科検診・歯科フッ素塗布	93.7	1.8
⑩こども医療費助成制度	92.8	1.8
⑪しずおか子育て優待カード	91.9	2.7

【B これまでに利用したことがある】

「はい」の割合が高かった項目は、「⑧乳幼児健診」「⑨歯科検診・歯科フッ素塗布」「⑩こども医療費助成制度」が87.4%と最も高くなっています。

(%)

項目 n=111	はい	いいえ
①母親（父親）学級、両親学級、育児学級	61.3	31.5
②行政の情報・相談事業	13.5	71.2
③家庭教育に関する学級・講座	13.5	72.1
④教育相談室	12.6	73.0
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	46.8	40.5
⑥子育てに関する総合相談窓口	9.9	73.0
⑦放課後児童クラブ	61.3	29.7
⑧乳幼児健診	87.4	5.4
⑨歯科検診・歯科フッ素塗布	87.4	6.3
⑩こども医療費助成制度	87.4	3.6
⑪しずおか子育て優待カード	84.7	9.0

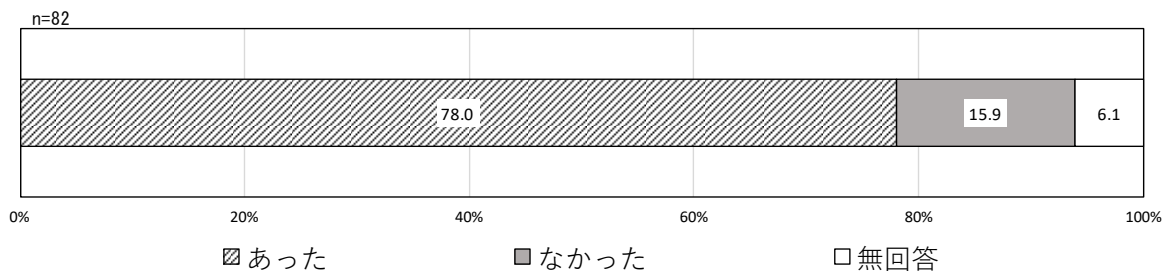
【C 今後利用したい】

「はい」の割合が高かった項目は、「⑩こども医療費助成制度」「⑪しずおか子育て優待カード」が83.8%と最も高く、次いで「⑨歯科検診・歯科フッ素塗布」が67.6%となっています。

(%)

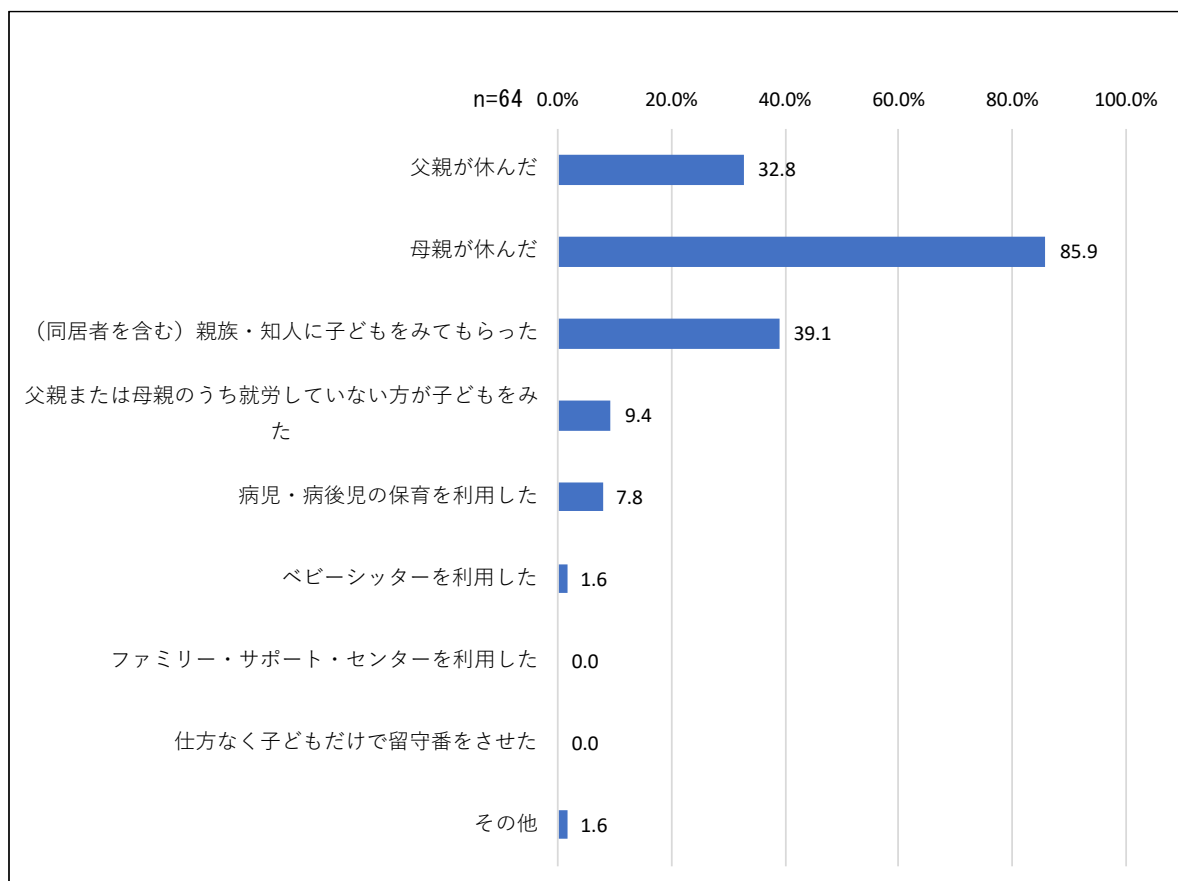
項目 n=111	はい	いいえ
①母親（父親）学級、両親学級、育児学級	23.4	59.5
②行政の情報・相談事業	33.3	47.7
③家庭教育に関する学級・講座	32.4	48.6
④教育相談室	31.5	48.6
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	21.6	61.3
⑥子育てに関する総合相談窓口	34.2	45.0
⑦放課後児童クラブ	36.0	48.6
⑧乳幼児健診	30.6	50.5
⑨歯科検診・歯科フッ素塗布	67.6	18.0
⑩こども医療費助成制度	83.8	1.8
⑪しずおか子育て優待カード	83.8	4.5

■子どもが病気やけがでサービスが利用できなかったことはあるか【未就学児】
「あった」の割合が78.0%、「なかった」が15.9%となっています。



■サービスが利用できなかった時の対処方法【未就学児】

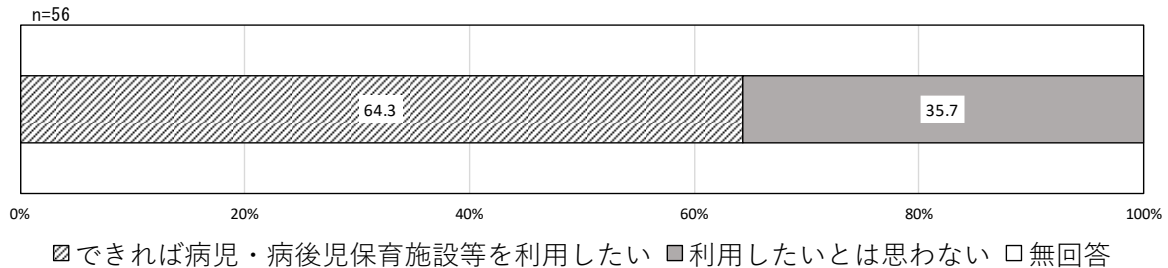
「母親が休んだ」の割合が85.9%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」が39.1%、「父親が休んだ」が32.8%となっています。



■病児・病後児のための保育施設等を利用したいか【未就学児】

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が64.3%、「利用したいとは思わない」が35.7%となっています。

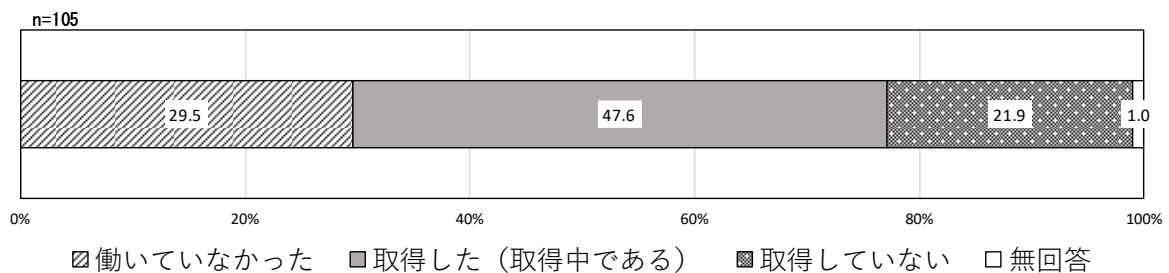
また、病児・病後児のための保育施設を利用したいと回答した方の1年間の平均利用希望日数は4日となっています。



■育児休業の取得状況【未就学児】

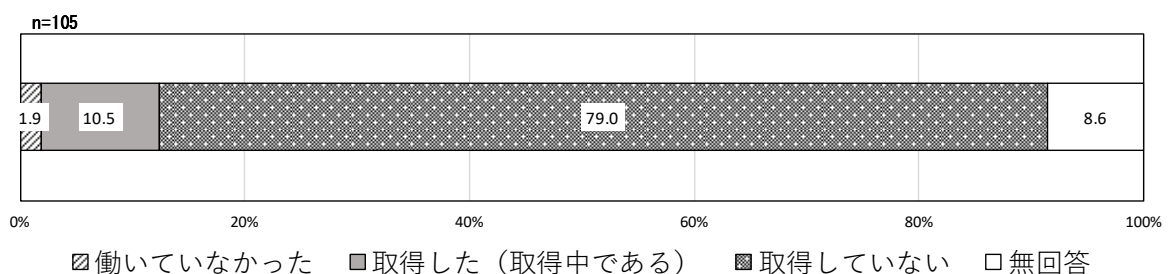
①母親

「取得した（取得中である）」の割合が47.6%と最も高く、次いで「働いていなかった」が29.5%、「取得していない」が21.9%となっています。



②父親

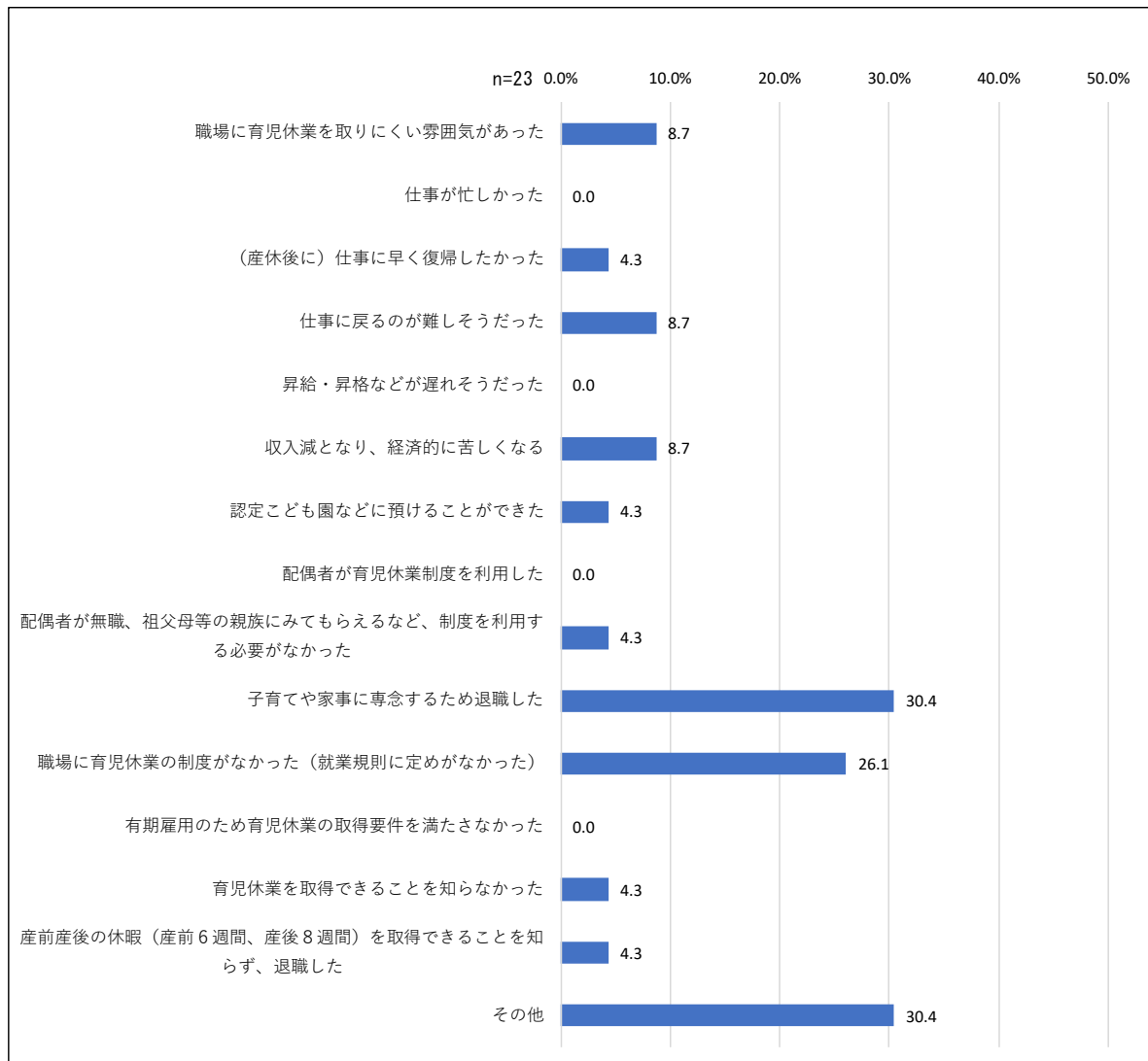
「取得していない」の割合が79.0%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が10.5%、「働いていなかった」が1.9%となっています。



■育児休業を取得していない理由【未就学児】

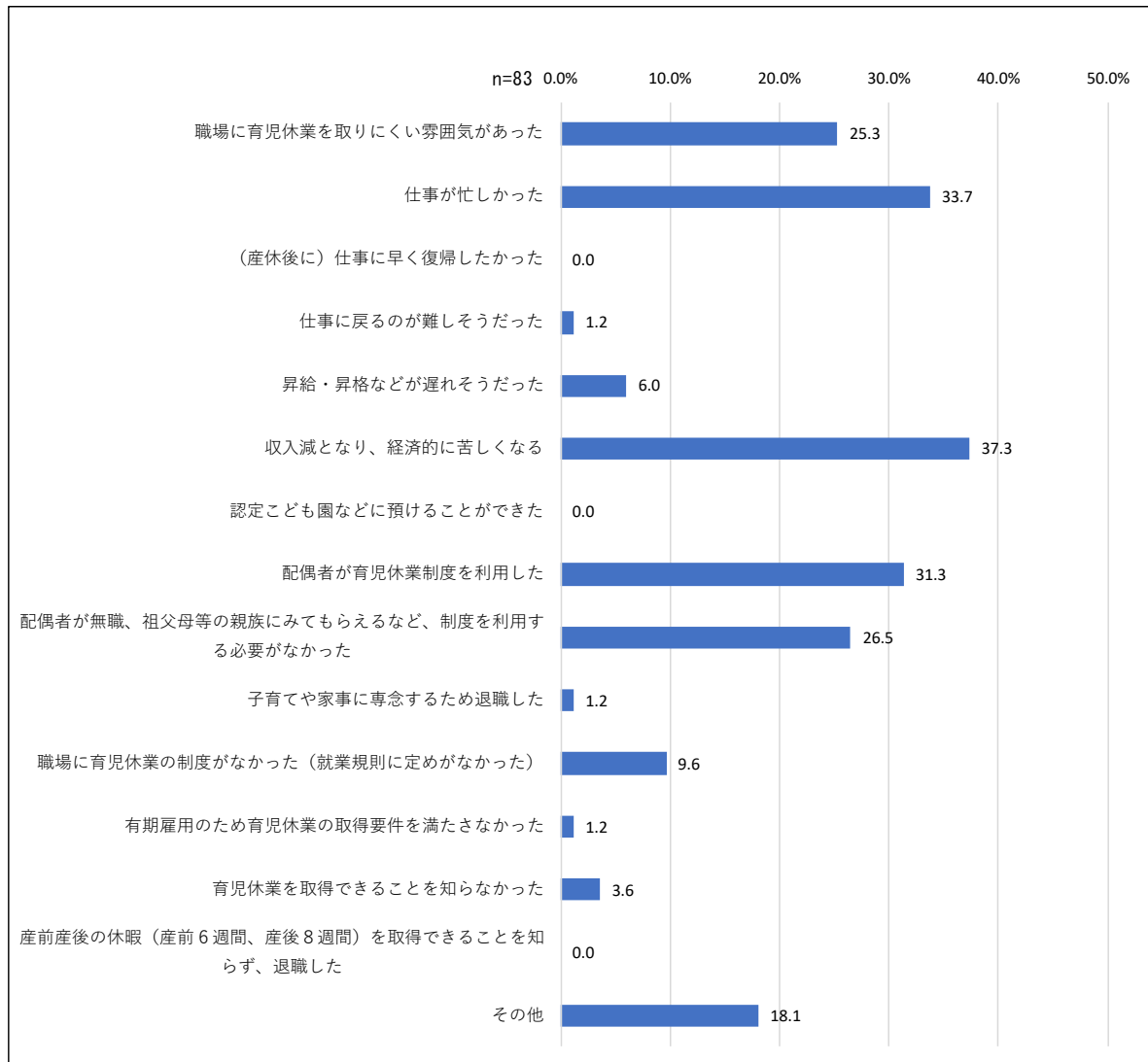
①母親

「子育てや家事に専念するため退職した」「その他（自営業のため、すでに退職が決定していたため 等）」の割合が30.4%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が26.1%となっています。



②父親

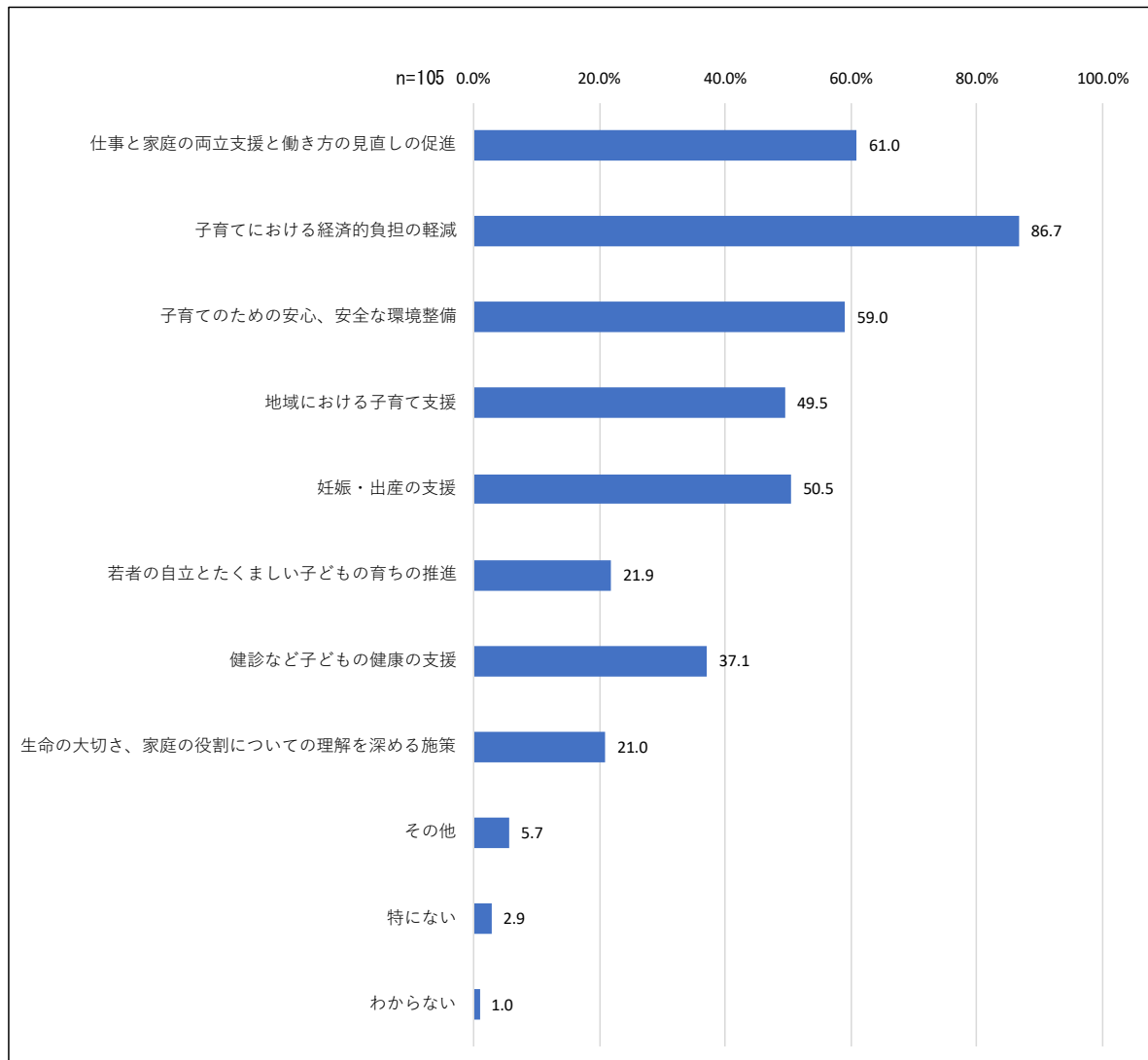
「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が37.3%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が33.7%、「配偶者が育児休業制度を利用した」が31.3%となっています。



■あなたにとって望ましい子育て支援施策は何か

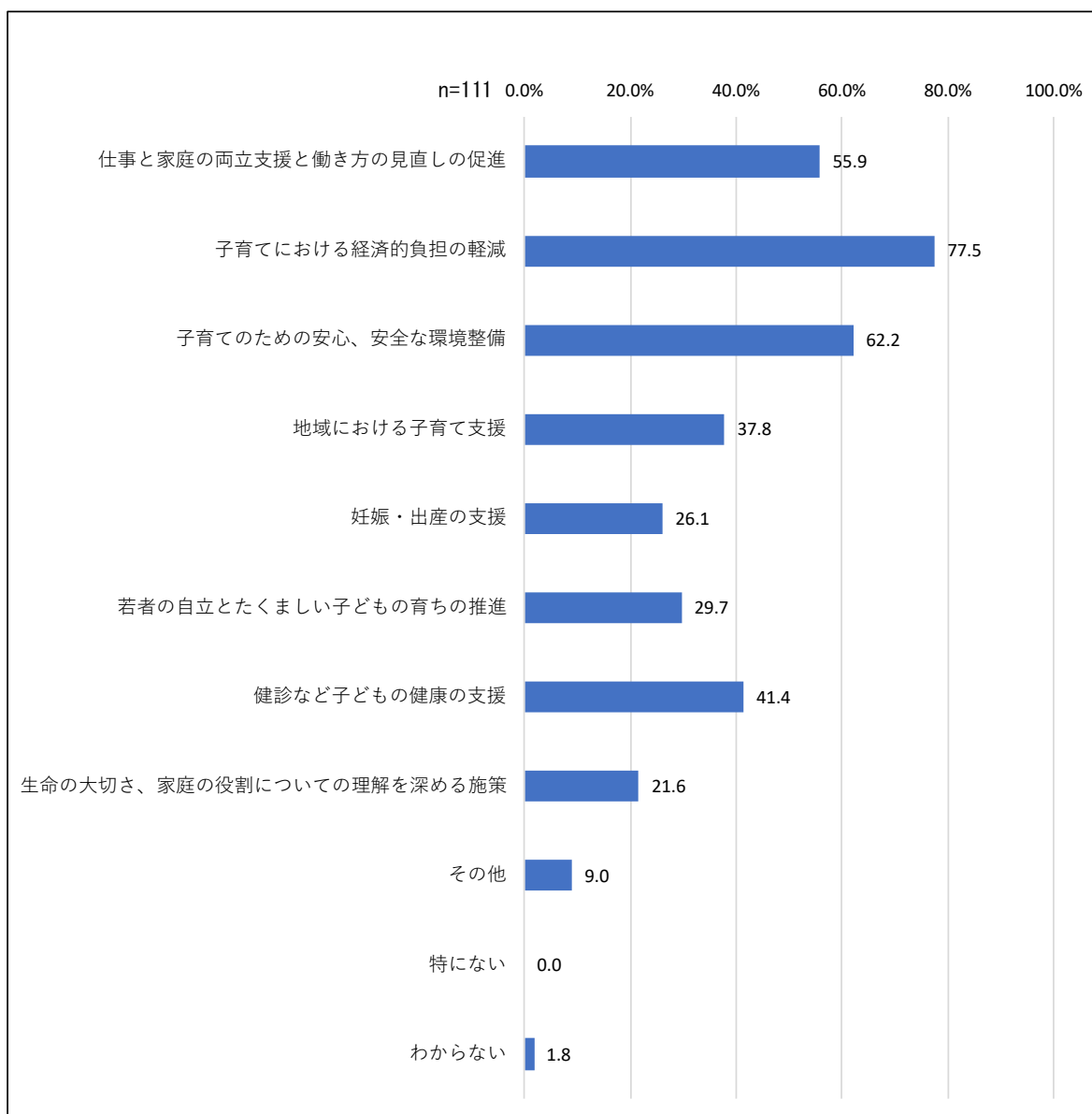
【未就学児】

「子育てにおける経済的負担の軽減」の割合が86.7%と最も高く、次いで「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が61.0%、「子育てのための安心、安全な環境整備」が59.0%となっています。



【小学生】

「子育てにおける経済的負担の軽減」の割合が77.5%と最も高く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が62.2%、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が55.9%となっています。



■子ども・子育て環境を取り巻く今後の課題

子育ての悩みについて

「食事や栄養に関すること」「子どもの教育に関すること」「病気や発育・発達に関すること」の割合が高くなっている。栄養相談、教育相談、発達相談等に関する相談体制の強化を図る必要がある。

地域の子育て支援事業の利用

地域子育て支援拠点事業（「子育て支援センター」「つどいの広場」等）については、今後の利用回数の増加を望む声がある。ニーズの増加に備え、受入れ体制の整備を図る必要がある。

子育て支援として、身近な地域の人に望むこと

「子どもが犯罪や事故にあわないよう、見守ってほしい」「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」の割合が特に高い。見回り施策の実施等を地域のボランティア等と協働して推進する必要がある。

町の事業の認知度

「家庭教育に関する学級・講座」「子育てに関する総合相談窓口」の認知度が低い傾向がある。子育てに関する講座や相談窓口は保護者が安心して子育てを行う上で非常に重要であるため、さらなる周知が必要である。

子どもの病気の際の対応について

子どもが病気やけがで仕事等を休まなければならなかった保護者の約6割が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答しており、町における病児・病後児保育施設のさらなる充実と周知が必要である。

育児休業の取得状況について

育児休業については、特に父親では取得率が高いとは言えない状況である。育児休業を取得していない理由として、「収入減となり、経済的に苦しくなる」「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」等の理由が挙げられており、ワーク・ライフ・バランスの啓発や職場における育児休業に対する理解の促進等が求められる。

望ましい子育て支援施策について

町に対する望ましい子育て支援施策については、「子育てにおける経済的負担の軽減」「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」「子育てのための安心、安全な環境整備」の割合が高くなっている。町では、保育料の無償化、通学バスの助成制度などの町独自の事業を実施しているが、近年の物価高騰の社会状況を鑑み、子育て世帯へのさらなる支援の充実が課題である。

5 こどもの居場所に関するアンケート結果の概要

(1) 調査目的

子どもが必要とする居場所や、子どもの視点に立った居場所がどのような居場所かを把握するとともに、居場所を利用する子どもから、居場所のニーズを把握することを目的として実施しました。

(2) 調査対象

小学生（5～6年生 83人）

(3) 調査時期

令和6年4月

(4) 調査方法

学校を通じての配布・回収

(5) 回収結果

配布数	回収数	回収率
83	82	98.8%

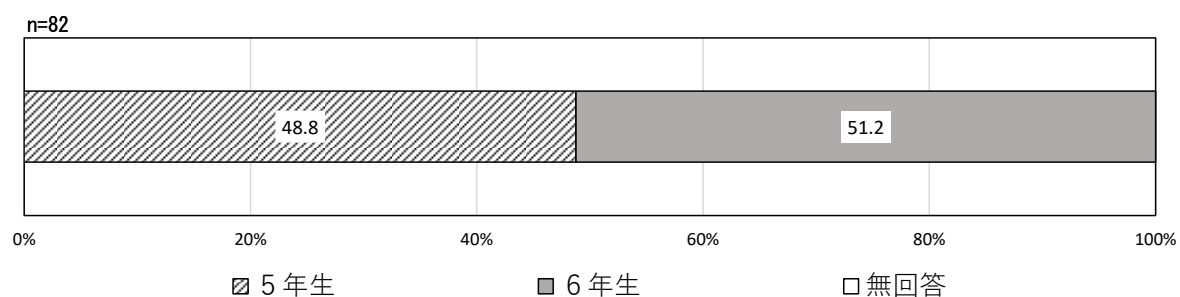
(6) 数値等の基本的な取扱いについて

- ・回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問いであり、したがって、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。
- ・文中、グラフ中の選択肢の文言は作図等の都合により一部簡略化する場合があります。

(7) 調査結果

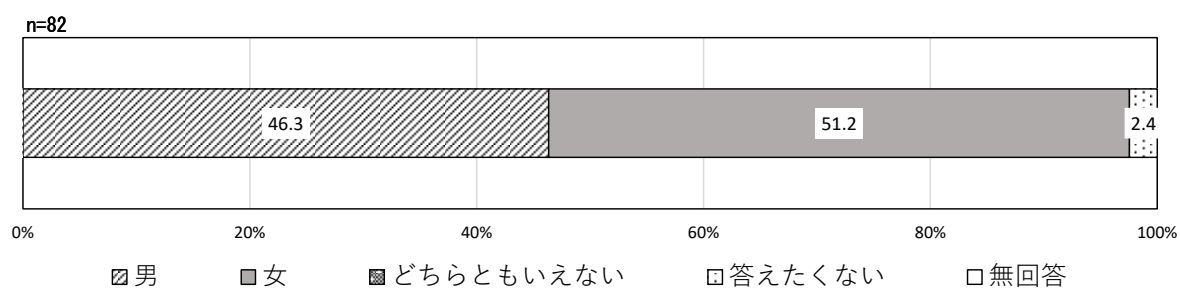
■回答者の学年

「6年生」の割合が51.2%、「5年生」が48.8%となっています。



■回答者の性別

「女」の割合が51.2%と最も高く、次いで「男」が46.3%、「答えたくない」が2.4%となっています。



■家（普段寝起きをしている場所）や学校（授業やクラブ活動）以外に居場所がほしいか
「居場所がほしくない」の割合が50.0%、「居場所がほしい」が47.6%となっています。

性別でみると、男女ともに「居場所がほしくない」が最も高く、男では50.0%、女では52.4%となっています。

区分	有効回答数（件）	居場所がほしい	居場所がほしくない
全体	82	47.6%	50.0%
男	38	47.4%	50.0%
女	42	45.2%	52.4%

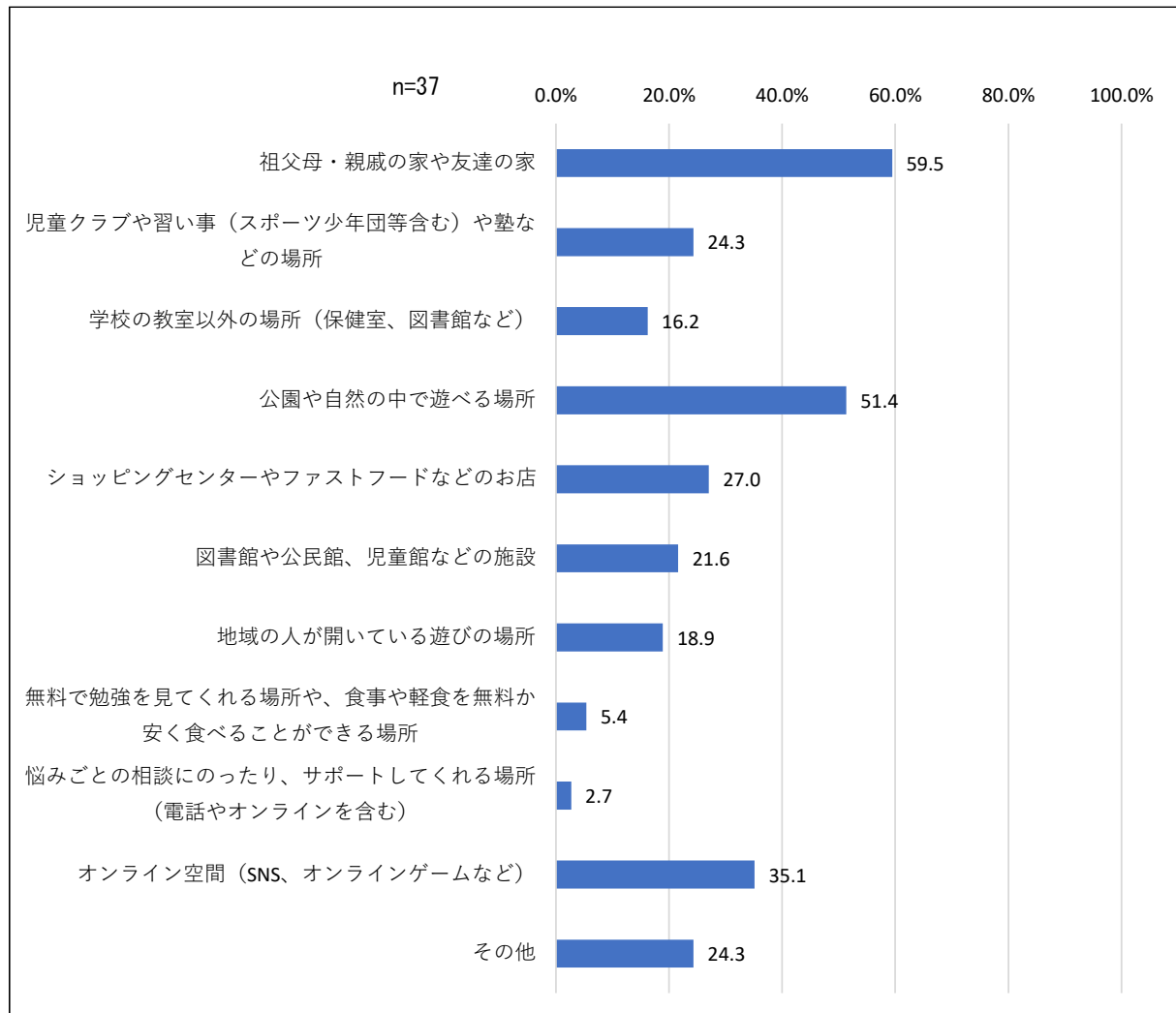
■家（普段寝起きをしている場所）や学校（授業やクラブ活動）以外に居場所があるか
「居場所がある」の割合が45.1%、「居場所がない」が35.4%となっています。

性別でみると、男では「居場所がある」「居場所がない」が36.8%と同数となっており、女では「居場所がある」が50.0%と最も高くなっています。

区分	有効回答数（件）	居場所がある	居場所がない
全体	82	45.1%	35.4%
男	38	36.8%	36.8%
女	42	50.0%	35.7%

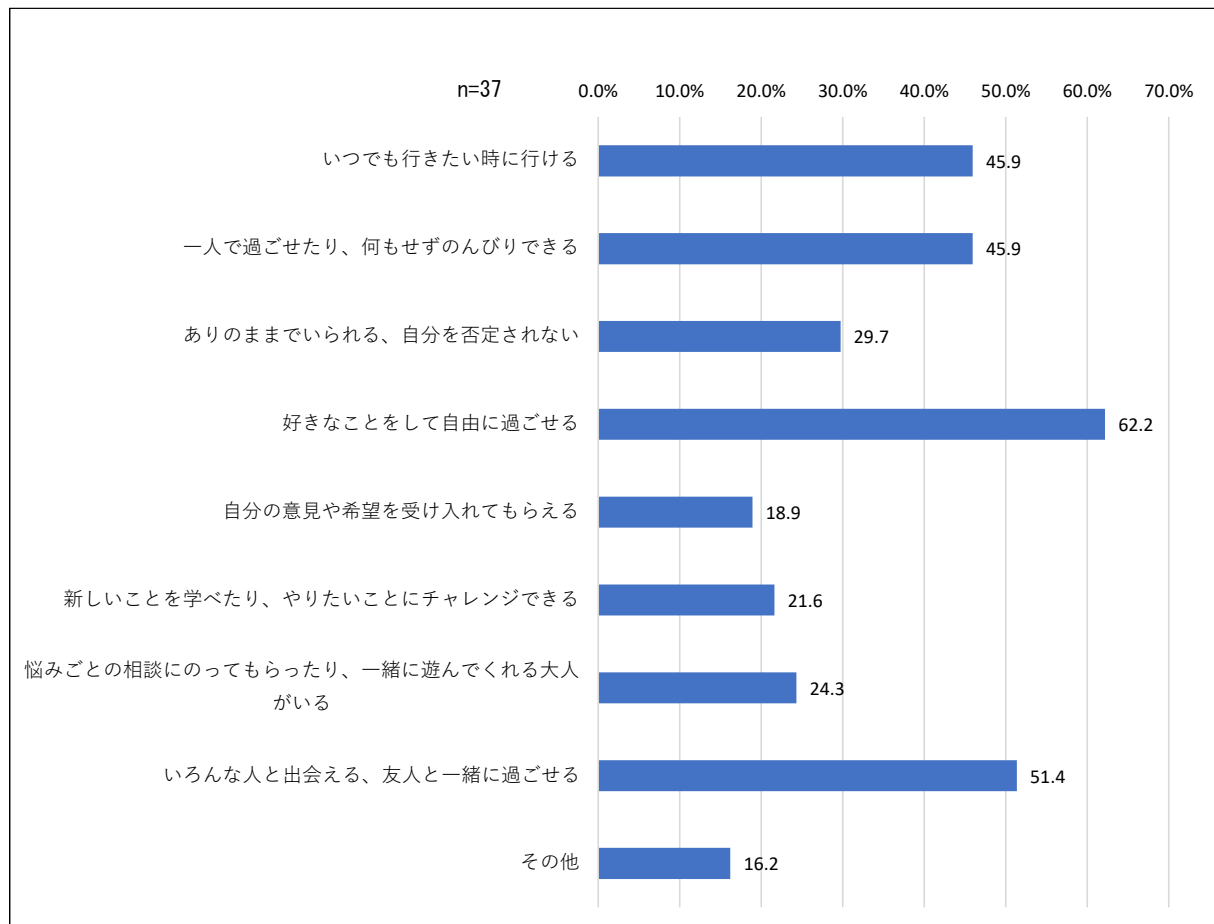
■【居場所がある方のみ】居場所はどのような場所か（場所の種類）

「祖父母・親戚の家や友達の家」の割合が59.5%と最も高く、次いで「公園や自然の中で遊べる場所」が51.4%、「オンライン空間（SNS、オンラインゲームなど）」が35.1%となっています。



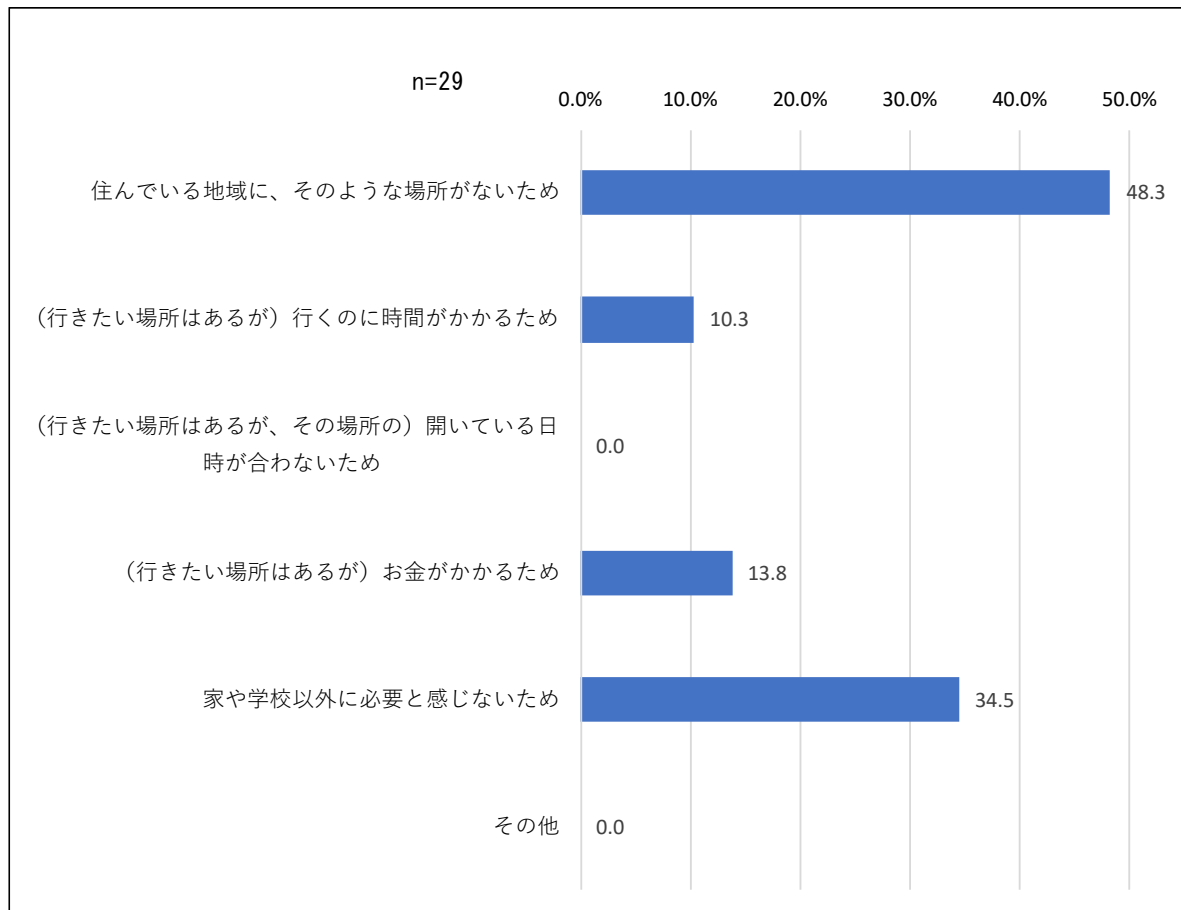
■【居場所がある方のみ】居場所はどのような場所か（場所の内容）

「好きなことをして自由に過ごせる」の割合が62.2%と最も高く、次いで「いろんな人と出会える、友人と一緒に過ごせる」が51.4%、「いつでも行きたい時に行ける」「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」が45.9%となっています。



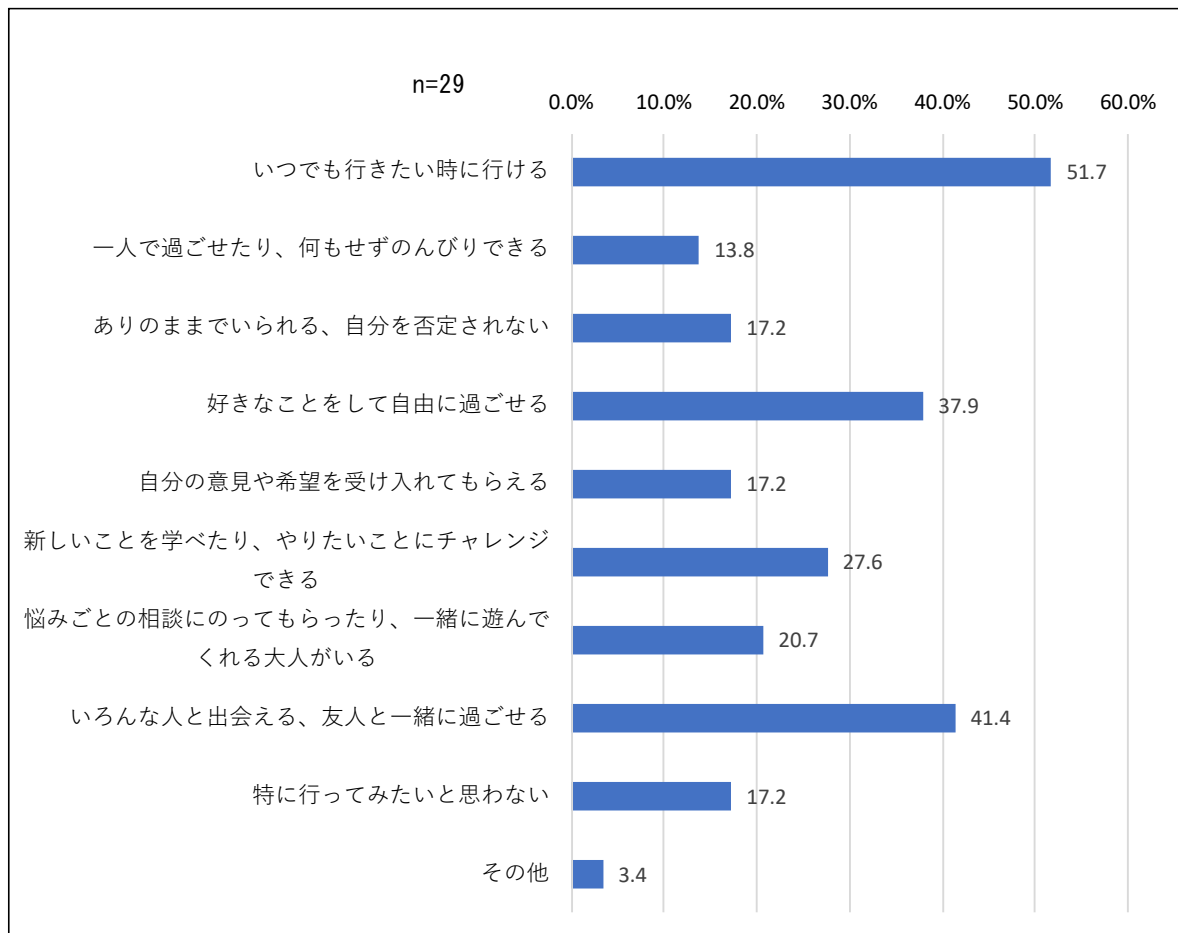
■【居場所がない方のみ】居場所がない理由

「住んでいる地域に、そのような場所がないため」の割合が 48.3%と最も高く、次いで「家や学校以外に必要と感じないため」が 34.5%、「(行きたい場所はあるが)お金がかかるため」が 13.8%となっています。



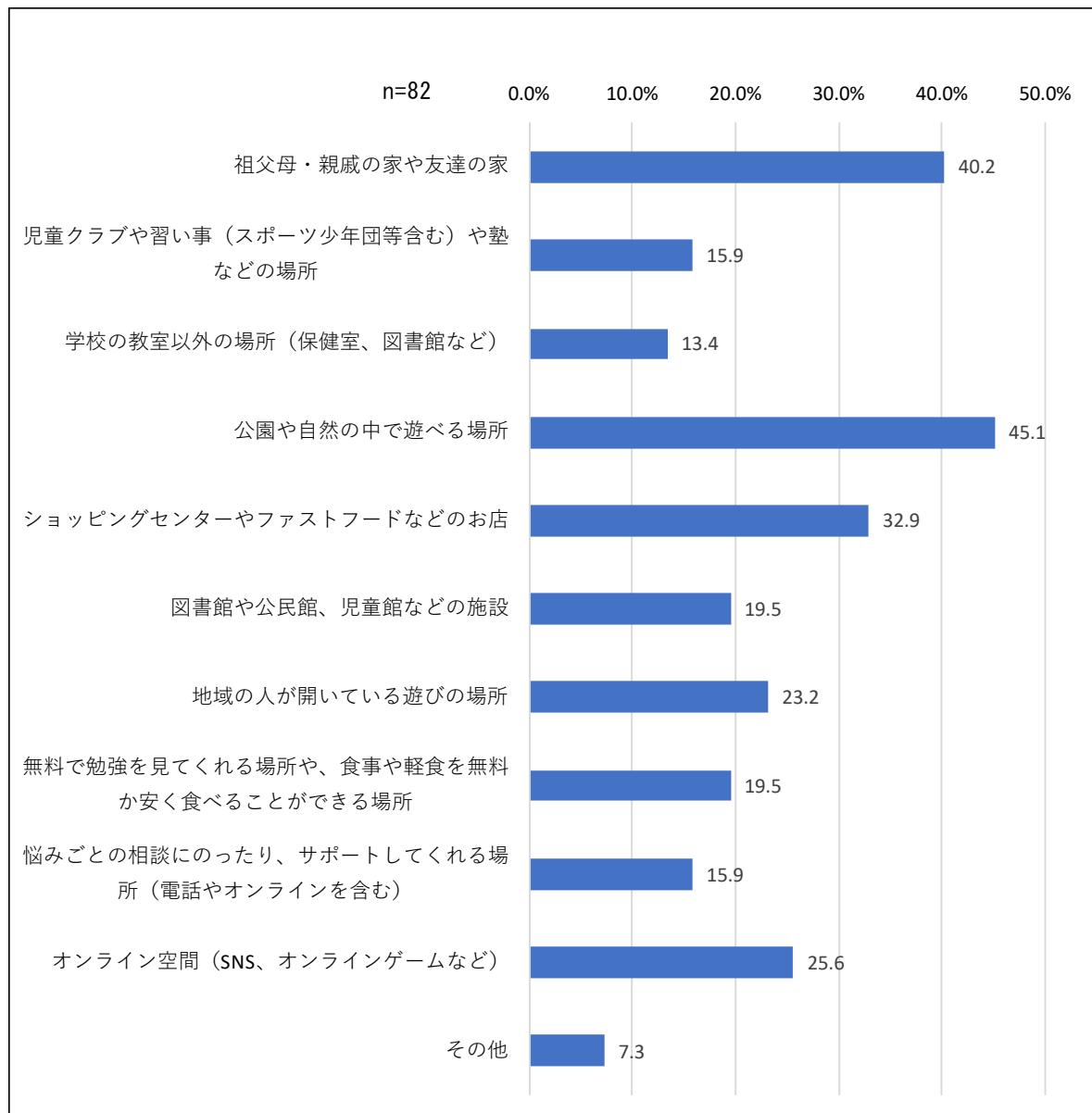
■【居場所がない方のみ】どのような場所であれば行ってみたいか

「いつでも行きたい時に行ける」の割合が51.7%と最も高く、次いで「いろんな人と出会える、友人と一緒に過ごせる」が41.4%、「好きなことをして自由に過ごせる」が37.9%となっています。



■家や学校以外にどんな居場所がほしいか

「公園や自然の中で遊べる場所」の割合が45.1%と最も高く、次いで「祖父母・親戚の家や友達の家」が40.2%、「ショッピングセンターやファストフードなどのお店」が32.9%となっています。



■今後の課題

居場所がない理由

居場所がないと答えた子どもにその理由を聞いたところ、「住んでいる地域に、そのような場所がないため」「家や学校以外に必要と感じないため」「(行きたい場所はあるが) お金がかかるため」の声が挙がっている。

また、どのような場所であれば行ってみたいと思うか、の問いでは、「いつでも行きたい時に行ける」「いろんな人と出会える、友人と一緒に過ごせる」「好きなことをして自由に過ごせる」の割合が高かった。これらのニーズを満たすことができる施設の整備を図るとともに、施設を利用する際の利用料の補助等が求められている。

居場所のニーズ

家や学校以外に、どんな居場所がほしいと思うか、の問いでは、「公園や自然の中で遊べる場所」「祖父母・親戚の家や友達の家」「ショッピングセンターやファストフードなどのお店」等の割合が高かった。

これらのニーズを満たすため、町の公園の整備やその施設や店舗等への交通アクセスの整備、充実を図ることが必要である。

6 前計画の評価と今後の課題

(1) 評価について

本評価は、「南伊豆町こども計画」策定の基礎資料とするために、現行の子ども・子育て支援事業計画の4つの基本目標と9つの基本施策それぞれに位置づけられている事業の達成度について、評価基準日を令和6年3月31日（令和5年度終了）時点として、担当課の職員が自己評価を行ったものです。

基本目標1. 安心して産み育てられる環境づくり
施策1 地域における子育て支援
施策2 母性ならびに乳幼児の健康の確保
施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
基本目標2. 子育てを社会全体で支えていく体制づくり
施策4 子育てを支援する生活環境の整備
施策5 子育てと仕事の両立支援
基本目標3. 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり
施策6 子どもの安全確保
施策7 要保護児童の対応等細かな取組の推進
施策8 次世代の親の育成
基本目標4. 子どもの貧困対策の推進
施策9 総合的な子どもの貧困対策

■評価基準

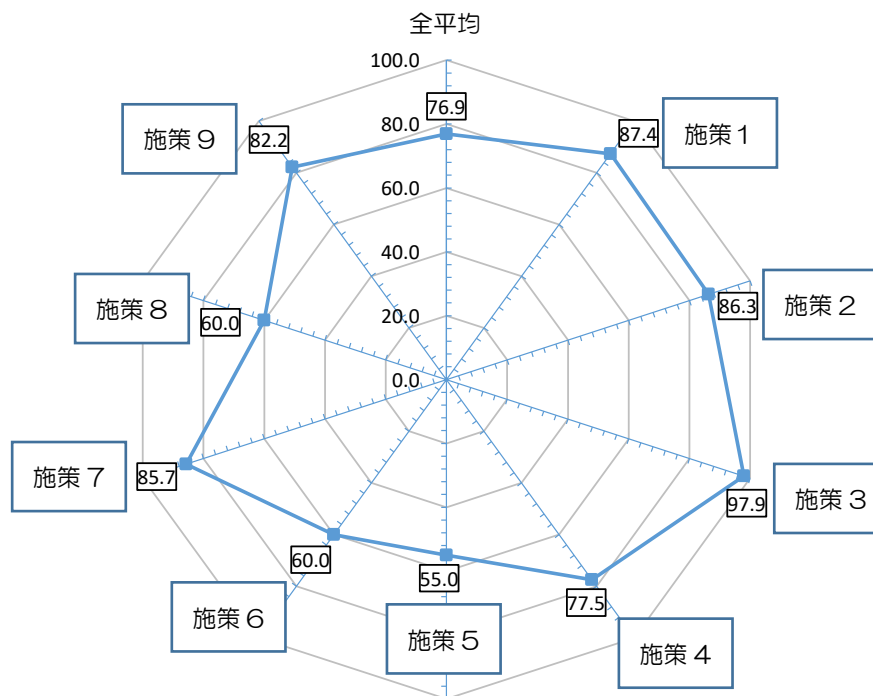
達成度	評価内容	達成状況
A	計画に掲げた施策を達成した。	80～100%
B	計画に掲げた施策を概ね達成した。	60～80%程度
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 （半分程度実施した）	40～60%程度
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 （施策に着手し、動き始めることはできた）	20～40%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。 （施策に着手することができなかった）	20%未満

(2) 基本施策ごとの評価結果

先述の評価の基準で、施策ごとの採点（A：100点、B：80点、C：60点、D：40点、E：20点に配点）を行い、集計した結果、計画全体の評価点は76.9点となっています。

また、基本施策ごとの評価点は、「施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」が97.9点と最も高く、次いで、「施策1 地域における子育て支援」が87.4点、「施策2 母性ならびに乳幼児の健康の確保」が86.3点と続いています。

【基本施策ごとの評価点】



【評価点順（平均 76.9 点）】

評価点	分野
97.9 点	施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
87.4 点	施策1 地域における子育て支援
86.3 点	施策2 母性ならびに乳幼児の健康の確保
85.7 点	施策7 要保護児童の対応等細かな取組の推進
82.2 点	施策9 総合的な子どもの貧困対策
77.5 点	施策4 子育てを支援する生活環境の整備
60.0 点	施策6 子どもの安全確保
60.0 点	施策8 次世代の親の育成
55.0 点	施策5 子育てと仕事の両立支援

（３）基本施策ごとの主な課題と今後必要な取組

基本目標１．安心して産み育てられる環境づくり

施策１ 地域における子育て支援
○子育て支援センターについて、子育てに悩む家庭、妊婦の相談機関としての役割を担っていけるように、相談しやすい体制づくりや職員の専門性を高めます。
○児童手当について、令和６年１０月からの制度改正により、支給対象が高校生年代までに拡充され、第３子以降の児童の手当月額が増額されました。今後も適切な支給に努めます。
○病児・病後児保育事業について、今後も医療機関やこども園と連携し周知を広げ、住民ニーズに応えられるよう制度の周知・普及に努めます。
施策２ 母性ならびに乳幼児の健康の確保
○母子手帳交付数は減少傾向にありますが、妊婦とその家庭を取り巻く環境は様々であり、支援が必要な妊婦は減っていません。転入妊婦についても、転入前の自治体と連携しながら適切な支援を行えるよう努めます。
○里帰りで県外の医療機関で健診を受ける場合について、医療機関に委託契約を働きかけ、安心・安全な出産に関する体制を構築できるように努めます。
○近隣の医療機関等関係各所と今後も連携し、小児救急医療体制の充実を目指します。
○こども医療費助成制度について、令和６年１０月から、入院時食事療養費標準負担額の助成を開始しました。制度全体については、今後も継続して実施します。
施策３ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
○小学校の人事異動により職員が変わる中で、幼小の接続の共通理解を引き続き持てるように、連携を継続していきます。
○体験活動について、町内小学５年生による横浜交流学习を行っています。また、ふるさと学級において、ジオ学習で山や海に関連するサマーキャンプ等の活動を実施しています。事業がマンネリ化しないよう、内容の見直しの検討が必要です。

基本目標 2. 子育てを社会全体で支えていく体制づくり

施策 4 子育てを支援する生活環境の整備
○住環境の整備については、公営住宅等の新規整備は行いませんでした。住環境の整備のために空き家の活用等を検討する必要があります。
○公営住宅の整備について、上賀茂住宅及び中木住宅以外の住宅は耐震性を有していないため、順次廃止し、民間施設や空き家の活用にシフトする必要があります。
○公園など、整備費、維持管理費等の面から、各集落への整備は難しい状況です。ふるさと公園及びふるさと公園に隣接して整備した遊具公園に整備を集約する必要があります。
○犯罪の未然防止の推進について、年 2 回実施しているパトロールは下田警察署管内一斉で実施しているため、町単独での事業の展開を図ります。
施策 5 子育てと仕事の両立支援
○町内事業所の多くは自営業であり、従業員を雇用している実績があまりないのが現状です。雇用保険のない自営業主にとっては、育児休業制度への関心が低く、青色事業専従者の育児休暇についても普及されていません。関係機関からの情報提供については、普及・啓発につながる広報活動を継続する上で、支援対象となる事業者の現状把握と必要な支援を提供できる体制の構築が必要です。
○再雇用・再就職の支援については、静岡労働局との連携が必要であり、引き続き連携強化に取り組み、支援事業については、静岡労働局へのスムーズな情報共有に努める必要があります。また、町内の情報通信インフラが整備されることを見据え、在宅ワークをはじめとした新たな働き方について、IT ビジネスを中心としたスキルセミナーの開催も検討する必要があります。

基本目標 3. 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

施策6 子どもの安全確保
○交通安全対策の推進について、「交通安全リーダーと語る会」については、集団登校の在り方などを学校側と協議の上、今後の内容を検討する必要があります。また、自転車に乗る時の安全対策等は、交通安全教室等で行います。
○南伊豆町交通指導員の高齢化や人数の減少により、今後の交通事故防止活動が懸念されています。
○不審者や犯罪者から子どもを守るため、学校やこども園における防犯対策の強化に努めます。
施策7 要保護児童の対応等細かな取組の推進
○今後も情報提供や相談体制の充実を図り、ひとり親家庭等の自立を支援していきます。
○障害の原因となる疾病等の早期発見・治療の推進については、地域に合った特別支援の体制を整備していくとともに、関係機関との情報共有を密に行い、早期にケースに合った対応ができるよう努めます。
施策8 次世代の親の育成
○母親が孤立して育児しないよう、父親・パートナー等家族も巻き込んだ支援をしていきます。
○子どもの成長に合わせてライフステージ別に必要な取組を整理し、推進できるよう努めます。

基本目標 4. 子どもの貧困対策の推進

施策9 総合的な子どもの貧困対策
○貧困にかかる問題については、関係機関が多岐にわたるような重層的な問題を抱えるケースが多いため、速やかに問題を整理し、役割分担して関われるよう努めます。
○支援体制のネットワークづくりについて、個人情報保護に注意しながらネットワークの構築が推進できるよう努めます。
○生活に困窮している方の相談を受け、生活困窮者自立支援事業支援調整会議でプランを検討し、支援します。

第3章 計画の基本理念・目標等

1 計画の基本理念

本町においては、子どもの人口が減少傾向で推移するとともに少子高齢化が進行しており、今後、さらなる少子化を見据えた教育・保育環境の整備が必要となっています。

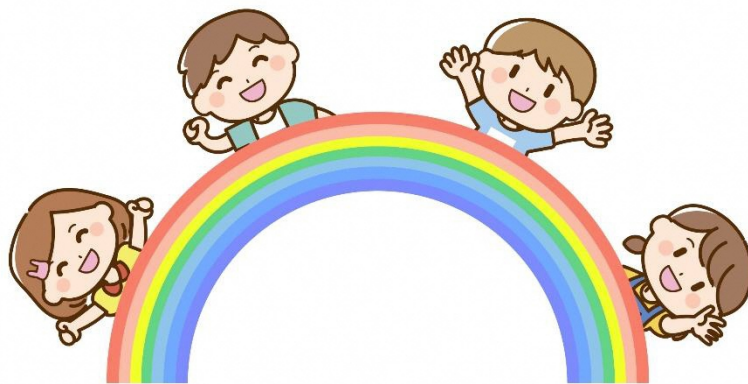
国においても急速に少子化が進行しており、また、子どもの貧困や虐待、いじめ、不登校、ひきこもりなどの問題や、さらには若者の結婚や経済基盤に対する不安など複雑化する子どもや子育て家庭、若者を取り巻く環境に対応することが求められています。

これらの問題に対して、全ての住民が共通課題として捉え、協働して取り組んでいくことが大切です。

本計画では、国の「こども大綱」における、子ども施策に関する6つの基本的方針のもと、第2期南伊豆町子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承し、「こどもまんなか社会」を実現していくため、「自然の中で笑顔があふれ、子どもが、親が、地域が育つまち」を基本理念とし、計画を推進します。

【基本理念】

～自然の中で笑顔があふれ、子どもが、親が、地域が育つまち～



2 計画の基本的方針

本計画では、基本理念の実現のため、次の6つの基本的方針のもと、計画を推進します。

基本的方針1

子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。

基本的方針2

子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていきます。

基本的方針3

子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援します。

基本的方針4

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにします。

基本的方針5

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望をかなえます。

基本的方針6

施策の総合性を確保するとともに、地域・民間団体等との連携を重視します。

3 計画の基本目標

本町の基本理念を実現するために、次の4項目を基本目標とし、総合的に施策を推進します。

基本目標1：安心して産み育てられる環境づくり

全ての子ども・若者の生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されることが大切であり、私たちのまちで生まれ育っている全ての子ども・若者が、夢と希望を持って健やかに育つために、子ども・若者の視点に立った様々な子育て支援サービスを提供することが大切です。そのために、安心できる妊娠・出産と育児不安の軽減及び子どもの疾病予防等、いつまでも安心して子どもを産み育てる環境づくりに取り組んでいきます。

基本目標2：子育てを社会全体で支えていく体制づくり

子育ての基本は家庭にあるものの、その家庭や子どもたちは地域に根差して生活していることから、地域の人々や環境等から様々な影響を受けています。

私たちは、子育てに関心を抱き、子どもやその家庭をあたたく見守り、時には積極的に関わっていくことが大切です。また、家庭や学校のみならず、企業も含め、子育てを地域社会全体でバックアップする体制づくりを進めていきます。

基本目標3：子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

家庭は、社会としての最小単位であり、子育ての最も基本的な場でもあります。この子育ての基本的な場である家庭において、親がゆとりを持って安心して子育てができることが理想的な姿であると考えます。

私たちは、子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てに関する不安や負担感を軽減するとともに子育て家庭そのものが機能し、子どもを育てる家庭が、子育ての喜び、楽しさを実感できることを目指します。

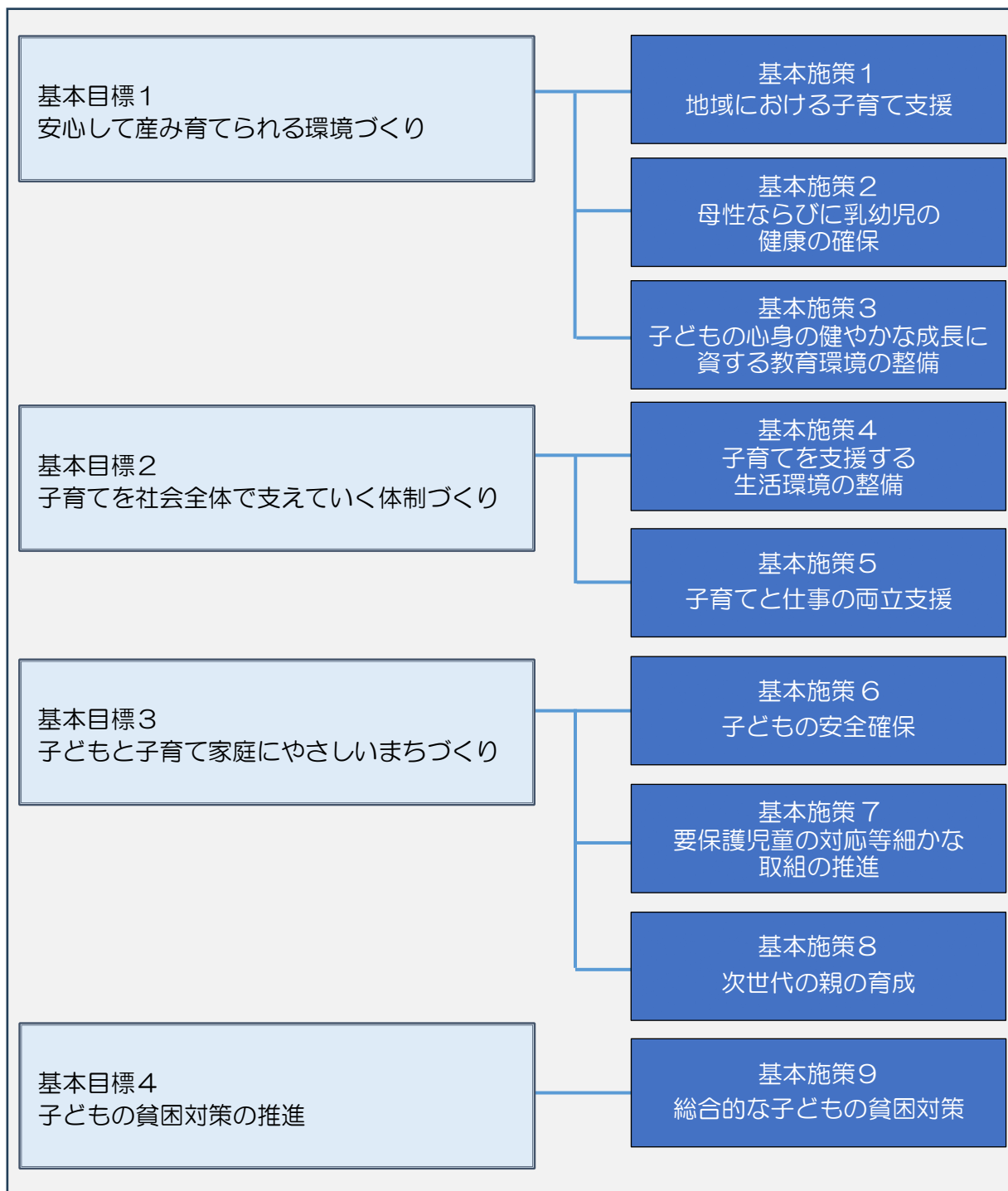
基本目標4：子どもの貧困対策の推進

本町においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

4 施策の体系

基本
理念

自然の中で笑顔があふれ、子どもが、親が、地域が育つまち



第4章 施策の展開

基本目標 1 安心して産み育てられる環境づくり

計画目標値

指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
出生数	令和4年度	30人	令和10年度	21人

基本施策 1 地域における子育て支援

人と人のつながりの希薄化や子育て家庭の孤立化によって、身近に相談できる相手がない等子育てに関する心理的負担や不安感を持つ人が増えています。このため、地域の中に、子育て中の親が相談や交流のために集まれる場を築くことにより、行政と子育て家庭や地域と子育て家庭間で情報のやりとり等ができるネットワークを形成します。

また、多様な保育サービスの充実に努めるほか、親同士や様々な年代の子育て経験者と自由に交流し、助け合えるような機会や場を提供するなど、子育て家庭のために、社会全体が積極的に子育てをサポートする温かい地域形成を目指し、地域における子育てサポート体制を充実します。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

事業名	事業内容	担当課
子育て支援機関整備・相談事業の充実	地域の人間関係の希薄化や町民の価値観の多様化により子育て世帯が孤立化する傾向にあります。 令和3年4月には、新たな地域子育て支援センターを開設し、利用者が安心して利用できる体制を整えました。子育てに悩む家庭、妊婦の相談機関としての役割を担っていけるように、相談しやすい体制づくりや職員の専門性を高めていきます。 また、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行う機能を有することも家庭センターの設置に努め、妊産婦、子育て世帯、こどもへの切れ目のない支援の強化を図ります。	福祉介護課 健康増進課
地域活動の促進、子育てサークル育成、ボランティアの育成	本の読み聞かせ、講座開催などの育児ボランティアの養成・確保を図り、子育て経験者、子育てサークル等の互助活動を充実させます。	福祉介護課 社会福祉協議会 NPO団体 各種団体等

事業名	事業内容	担当課
子ども参加の地域づくり	児童の権利条約に関する理解と普及に努め、子どもの意見を尊重する社会づくりを推進していきます。	福祉介護課
児童手当の支給	次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、高等学校修了前の子どもを監護している保護者等に児童手当を支給しています。今後も制度の周知や広報を引き続き実施していきます。	福祉介護課
児童扶養手当・特別児童扶養手当	ひとり親家庭（母子・父子）、または障害児を監護している方がゆとりを持って子育てができるよう、経済的な支援を行います。また、制度の周知・普及に努めていきます。	福祉介護課
子育て情報の提供	子育てに関する医療等の情報を母子手帳交付時や家庭訪問、各種健診、相談事業、広報紙・ホームページ等により、今後も定期的に提供していきます。	健康増進課 教育委員会
伴走型相談支援及び妊婦のための支援給付	孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠から出産・子育てまで（出生届時、妊娠8か月時、出産後、乳幼児健診や育児相談等）一貫した伴走型相談支援を実施しています。この事業と一体的に実施する経済的支援として、妊娠届出時と出産後に妊婦支援給付金5万円を支給しています。	健康増進課
出産祝金の支給	結婚や出産に対する関心の高揚を促し、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備することを目的として、出産祝金を支給しています。祝金の額は、令和元年度より第1子は15万円、第2子が20万円、第3子以降は25万円とし、今後も継続して実施していきます。	福祉介護課
ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーの問題は、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげます。	福祉介護課

(2) 保育サービスの充実

事業名	事業内容	担当課
就学前の子どもに対する保育・教育の充実	令和4年4月から認定こども園を一園化したことによって、各クラス複数担任、フリー保育教諭が配置でき、手厚い保育サービスの提供ができるようになりました。 南伊豆認定こども園の立地を生かし、小学校・中学校・高校等との異年齢同士の交流や体験活動を増やすことで、心豊かな成長を促していきます。 保育相談や子育て知識の情報提供、認定こども園における教育相談を充実させます。	福祉介護課 教育委員会
延長保育の充実	利用者の多様なニーズに対応できる保育時間の設定や、延長が可能な保育体制の拡充について検討していきます。	福祉介護課
乳幼児通園支援事業	全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援をするため、0歳6か月～満3歳未満までの未就園児を月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で保育を受け入れる態勢を整えます。	福祉介護課
病児・病後児保育事業	平成29年度から、下田市・南伊豆町で、病児保育を開始しましたが、本町の年間利用者は、20名強となっています。 今後も医療機関やこども園と連携し、住民ニーズに応えられるよう制度の周知・普及に努めます。	福祉介護課
ブックスタート事業	6か月児育児相談の会場で、読み聞かせ、絵本のプレゼントなど図書館職員によるブックスタート事業を実施しています。	教育委員会
保育スタッフ育成・確保	障害児保育や虐待対応等の多様な子育てサービスに対応できる人材の養成・確保を図っていきます。地域に人材が少ないのが現状ですが、今後も引き続き人材の確保、育成に努めていきます。	福祉介護課
認定こども園使用料（保育料）の軽減	令和6年4月から町独自の施策として、0歳から2歳の全世帯の無償化を実施しています。これにより全年齢において無償化されています。	福祉介護課

事業名	事業内容	担当課
切れ目のない保育	出産後の保護者の就労と子育てを支援するため、満10か月からの0歳児保育を実施しています。出産の時点で通園しているきょうだいについても出産後10か月までは継続して通園することができ、切れ目のない保育を行っています。住民ニーズに対応するため、今後も、職員の確保に努め、必要に応じ定員数の見直しや施設整備を行い、受入れ態勢を整えます。	福祉介護課

(3) 子育て支援のネットワークづくり

事業名	事業内容	担当課
子育て支援機関整備・相談事業の充実 (再掲)	地域の人間関係の希薄化や町民の価値観の多様化により子育て世帯が孤立化する傾向にあります。 令和3年4月には、新たな地域子育て支援センターを開設し、利用者が安心して利用できる体制を整えました。子育てに悩む家庭、妊婦の相談機関としての役割を担っていけるように、相談しやすい体制づくりや職員の専門性を高めていきます。 また、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行う機能を有することも家庭センターの設置に努め、妊産婦、子育て世帯、こどもへの切れ目のない支援の強化を図ります。	福祉介護課 健康増進課

(4) 児童の健全育成

事業名	事業内容	担当課
教育相談業務	不登校やいじめなどの子ども・子育てに関する不安や悩みに対し、元校長の教育相談員による各小中巡回相談及び図書館における教育相談を行います。	教育委員会
中学生社会リーダー研修会	ボランティア活動の認識を深めさせ、人との関わりを通じてコミュニケーション能力を高めるなど人間形成を育成するため、ボランティア学習を支援していきます。	教育委員会
あいさつ運動の推進	各小学校において、引き続き、あいさつ運動を実践していきます。	教育委員会 各小中学校

(5) 地域参加の促進

事業名	事業内容	担当課
世代間交流推進	子どもと高齢者がふれあうことは、子どもにとっても高齢者にとっても大切なことです。高齢者の持っている知識、南伊豆町の伝統などが次世代に受け継がれる機会が減少していますが、今後も介護施設の慰問や、地域のお年寄りを講師とした竹馬づくり、お手玉づくりなどを行い、交流を図ります。	教育委員会 福祉介護課

基本施策2 母性ならびに乳幼児の健康の確保

全ての母親が、妊娠・出産やその後の育児を安心して行うため、妊娠・出産及び乳幼児期における健康診査や保健指導、相談事業の充実を図るとともに、父親の育児参加を促進します。

また、食を通して豊かな人間性や家族の絆が形成され、心身の健全育成につながることから「食育」に関する理解を促し、その普及を推進します。

施策の推進に当たっては、子どもが心身ともに元気に成長できるよう、乳幼児期・学童期・思春期のライフステージに応じて、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携し、総合的に取り組んでいきます。

(1) 子どもや母親の健康の確保

事業名	事業内容	担当課
母子健康手帳の交付	母親と子どもの健康を守るために、妊娠・出産の経過や子どもの発育状態などを記録する手帳を交付します。 妊娠・出産に対して不安を抱えているケースが多く、子育て世代包括支援センターにおいて、正確な情報提供や適切な支援を行うことで妊産婦の不安を軽減していきます。	健康増進課
妊婦健康診査の充実	安全な分娩と、健康な子の出産のため、妊婦健康診査を実施し、妊婦の健康管理の向上を図ります。 平成30年度から産婦健診、令和2年度から妊婦歯科健診を導入して支援の充実を図っています。 里帰りで県外の医療機関で健診を受ける場合は、医療機関に委託契約を働きかけ、安心・安全な出産に関する体制を構築します。	健康増進課 各医療機関
乳幼児健診の充実（一部公費負担制度あり）	4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児において、乳幼児健診を行い、乳幼児期の健康保持を推進します。いずれも無料で実施できる体制となっておりますが、未受診者もいます。 子どもの健やかな成長のために、病気の早期発見・早期治療を目的とし、1か月健診、5歳児健診も行い乳幼児健診をより一層充実させ、未受診者に対する受診勧奨も行います。	健康増進課 各医療機関

事業名	事業内容	担当課
乳幼児歯科保健の充実・むし歯予防のためのフッ化物利用の推進	乳幼児期から学童期までの一貫した歯の健康指導を推進します。 町内認定こども園において、4・5歳児を対象としたフッ素洗口事業、町内モデル小学校において、1～4年生を対象としたフッ素洗口モデル事業を実施しています。モデル事業の効果検証を行い、今後、効果的な事業実施に向け、関係機関と協議していきます。 また、定期的に乳幼児の口腔状態を把握し、歯科保健指導を行います。また、フッ素洗口、フッ素塗布の安全性や有効性について情報提供を行い、乳児健診時にフッ素塗布の機会を確保します。ならびに、歯の衛生週間等に子どもの歯や口の健康づくりについて学ぶ機会を設け、正しい知識を普及し、広報紙等により町民への情報提供を行います。	健康増進課 各小中学校
育児相談の充実	現在、隔月で実施される育児相談（6か月、1歳）のほか、月に1回育児相談を開催し、助産師や保健師、栄養士に相談できる機会を設けています。また、産後ケア事業による医療機関等での相談支援、電話で気軽に相談できる体制を整備します。 子育てに関する相談ができる場や母親同士の交流の場の確保や支援体制の充実を図り、子育て世代包括支援センターの周知を行いながら、一層、地域で安心して子育てができるよう体制を強化していきます。	健康増進課
家庭訪問の充実・新生児訪問強化	妊婦、新生児、未熟児等に対し家庭訪問指導を実施し、健診未受診者や健診後の指導が必要と認められる者に指導を行います。新生児訪問はほぼ100%実施できている状態ですが、里帰り妊婦も多いため、各自治体との連携が不可欠です。また、産後うつを予防するため、医療機関と情報を共有し、連携のもと、支援に当たります。 核家族や妊婦・乳幼児がいる世帯の転入後の育児環境についても訪問して確認し、本町で育児していく上での不安、心配に寄り添っていきます。	健康増進課 各自治体

事業名	事業内容	担当課
予防接種体制の充実	乳幼児予防接種及び学校予防接種の啓発・広報に努め、受けやすい体制づくりに努めます。医療機関との連携により、限られた体制の中でよりケースに合った予防接種体制が確保できるよう努めています。 定期予防接種は医療機関で行う個別接種の体制をとっています。 未接種者のフォロー体制を強化し、高い接種率を維持できるよう努めます。	健康増進課 各医療機関
伴走型支援子育てアプリの導入	妊娠から出産、子育ての伴走型支援として、子育て・健康情報アプリを導入しています。妊婦健診や予防接種、各種健診、医療機関情報など多様な情報を掲載しています。今後もアプリの周知や内容の充実に努めていきます。	健康増進課 福祉介護課
学校保健と地域保健の連携強化推進	保健活動が効果的・継続的に進むよう、家庭、地域、小中学校及び教育委員会との連携体制を強化します。予防接種、母子保健、歯科保健、食育等学校保健と関連する分野は多岐にわたり、連携は不可欠となっています。 今後も、各事業の中で学校保健との連携を強化していきます。	健康増進課 教育委員会 各小中学校
小児医療の充実	賀茂圏域の小児救急医療体制は非常に脆弱であり、不安を抱える保護者が多く小児救急体制の充実が急務となっています。 今後も引き続き関係各所と連携し、小児救急医療体制の充実を図ります。	健康増進課 各医療機関
事故防止等の啓発	乳幼児健診等の場でパンフレット等を配布し、誤飲、転落、転倒、やけど等、子どもの事故防止のための啓発に努めていきます。	健康増進課

(2) 食育の推進

事業名	事業内容	担当課
多様な学習機会提供・食育の啓発	乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会の確保や情報提供に努めます。 今後も、健診や育児相談、食育教室等の場を通じて乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会の確保や情報提供を継続していきます。	健康増進課 教育委員会 地域子育て支援センター 認定こども園 各小中学校等
給食の充実	健康な身体の成長を助け、児童・生徒が喜ぶ献立を工夫するとともに、望ましい食の習慣が身につくよう給食の充実を図ります。また、地元食材を通して地域を理解することや、食文化の継承を図ります。	福祉介護課 教育委員会

(3) 思春期保健対策の充実

事業名	事業内容	担当課
思春期母子保健思想普及事業	性教育指導、母子保健思想の普及・啓発、薬物に関する教育指導、相談体制などを強化します。思春期の子どもは、非行、性的問題、飲酒、喫煙等様々な経験をしたり、心身症や不登校、ひきこもり等に陥ってしまう危険性を持っているため、正しい知識の普及や相談・支援体制の充実を図っていきます。	教育委員会 健康増進課 各小中学校 下田警察署
学校での保健指導の充実	健康と食生活や生活習慣との関係、身体の発達と性、病気の予防について指導を引き続き行います。また、薬物等に関する保健指導も実施していきます。	各小中学校 下田警察署

(4) 小児医療の充実

事業名	事業内容	担当課
こども医療費助成制度	高校3年生相当年齢までの子どもに対して、医療費の一部を助成しています。 また、令和6年10月から、入院時食事療養費標準負担額の助成を開始しています。	福祉介護課
不妊・不育に悩む夫婦支援	不妊・不育に悩む夫婦の相談に応じ、情報提供を行っていきます。現在、不妊・不育症治療費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減しています。 今後は、随時助成内容の見直しを行うとともに、制度や関連情報の普及・啓発に努めていきます。	健康増進課
妊婦情報事前登録制度「妊婦サポート119（仮名称）」	賀茂圏域に分娩取扱施設がないため、妊婦が事前に妊婦情報を登録することで、下田地区消防本部の協力のもと、出産時にかかる救急要請の搬送体制を整備します。	健康増進課
出産準備支援金	賀茂圏域に分娩取扱施設がなくなることに伴い、遠方の分娩取扱施設での出産を余儀なくされるため、分娩取扱施設までの通院や出産時の交通費及び事前入院や近隣宿泊施設への宿泊に係る費用等の経済的負担の軽減を図る目的で、出産準備支援金を給付します。	健康増進課

基本施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

家庭教育や地域の中での様々な経験は、子どもたちが心身ともに健やかに成長していく上で欠かせないものであり、家庭教育に関する学習機会の提供や地域で支援していく体制づくりが重要です。

子どもたちが自然や人とのふれあいの場、様々な学習・スポーツを通じて、豊かな人間性と思いやりの心を養うとともに、家庭・認定こども園・学校・地域社会の十分な連携の下、子どもが健やかに成長できる教育環境の充実を図ります。

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

事業名	事業内容	担当課
就学前の子どもに対する保育・教育の充実（再掲）	令和4年4月から認定こども園を一園化したことによって、各クラス複数担任、フリー保育教諭が配置でき、手厚い保育サービスの提供ができるようになりました。 南伊豆認定こども園の立地を生かし、小学校・中学校・高校等との異年齢同士の交流や体験活動を増やすことで、心豊かな成長を促していきます。 保育相談や子育て知識の情報提供、認定こども園における教育相談を充実させます。	福祉介護課 教育委員会
小・中学校の教育内容及び施設設備の充実	能力と個性を伸ばす教育推進、心の教育推進、学校・家庭・地域の連携を強化します。	教育委員会
情報教育の推進	ICTに関する知識やスキルを身につけられるように工夫するとともに、メディアリテラシー教育※を推進します。あわせて、教育現場で充実したICT教育が進むように、必要な環境を整備します。	教育委員会
特色ある学校づくりの推進	特色ある学校づくり、地域の教育資源の活用を推進します。ジオパークなどの地域資源や地域人材を活用した地域ならではの教育を実施します。	教育委員会
低所得者への経済的負担軽減	認定こども園の利用料を完全無償化し、3歳以上児の給食費に関しても国の制度に則って副食費の免除を実施しています。 小中学校については、国の基準に応じて学用品や通学費等を支給していきます。	福祉介護課 教育委員会

※メディアリテラシー教育：

インターネット等のメディアを使用する際などに、情報を適切に判断し活用する力を育成すること。

事業名	事業内容	担当課
支援員活用事業の推進	小学校低学年に対応する学校生活支援員、特別支援相当児童等に対応する特別支援教育支援員、特別支援学級に対応する特別支援学級支援員及び特別な指導に対応する生活指導員等を配置し、教育の質の向上を図ります。	教育委員会
研究指定校制度の推進	確かな学力の向上等教育の現代的課題の解決に取り組み、地域に根差した教育の推進と児童・生徒の学力向上を図るため、南伊豆町教育研究会と連携して指定研究校を支援します。	教育委員会
語学指導等を行う外国人青年招致事業の推進(ALT－英語指導助手)	全小中学校にALTを配置し、外国語(英語)教育の充実を図るとともに、諸外国の相互理解及びALTとの交流を通じて国際化への対応を推進していきます。	教育委員会
心豊かな人材の育成	生命の大切さを尊ぶ心、他人を思いやる心、感動する心、たくましく生きる力などを兼ね備えた心豊かな人材を育成するため、地域の特性を生かした学習の推進、自然体験や生活体験の拡充を図っていきます。	教育委員会
読書活動の推進	テレビ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書の習慣の未形成等により、子どもの「活字離れ」や国語力の低下、対話による問題解決能力の低下等が指摘されています。 朝の始業前に読書時間を設けるとともに、司書資格を有する学校図書館支援員を配置して図書活動の推進を図っていきます。	教育委員会
学校評議員制度の推進	信頼される学校づくりを推進するために、地域住民等による学校評議員会を設立し、開かれた学校運営を行っていきます。学校での問題は多様化しているため、学校評議員が学校・家庭・地域のパイプ役として、より良い教育活動を目指し、学校の自主性・自立性を高めさせ、適切な学校運営を行うことを支援していきます。	教育委員会

事業名	事業内容	担当課
認定こども園及び小学校の連携体制の強化	町内の認定こども園及び小学校で連携を取りながら、幼児・児童への教育の向上を図っていきます。児童・生徒の健やかな成長を目指すため、自然とのふれあいや体験学習等を通じ、認定こども園・小学校の連携強化に努めていきます。	教育委員会 福祉介護課 各小学校

(2) 家庭や地域の教育力の向上

事業名	事業内容	担当課
家庭教育振興事業	家庭教育の必要性の理解ならびに情報提供を図ります。就学前の保護者に対して親学講座を開催していきます。	教育委員会
多様な体験活動の充実	体験教室の開催、各種文化講座の開講、都市間交流事業を推進します。南伊豆町ふるさと学級としてレクリエーション、水産教室、サマーキャンプ、スキー教室等を開催しています。都市間交流事業として町内小学校5年生が横浜市を訪問しました。 今後は、ふるさと学級のメニューを増やし児童が参加しやすい体制を整えるほか、星座観察や地域の方を講師とする農業体験や理科教諭によるサイエンス教室など、文化的な活動を増やす予定です。また、県事業として防災キャンプを実施します。	教育委員会 各小中学校 地域の農業者 NPO団体 スポーツ推進委員等
子どもの社会活動の推進	南伊豆ハローボランティア事業の推進、南伊豆町ボランティア推進協議会を開催しています。現在、約20団体の事業所が参加して、受入れをしています。 今後は、小学生ボランティア受入れ事業所の拡大と高校生ボランティア及び福祉ボランティアの参加促進を図っていきます。	教育委員会 町内公共団体 福祉団体 漁協 商工会等
家族や各世代間で参加できる行事の開催	年間数回、図書館による親子参加の読み聞かせ会の開催や、文学講座、芸術祭、芸能祭等を開催しています。 今後は、ふるさと学級等で親子参加型の行事を増やしていきます。	教育委員会 NPO団体 農業者 読み聞かせ ボランティア 県・町体育協会等

事業名	事業内容	担当課
地域住民や関係機関との協力	スポーツ、文化交流活動の振興、奉仕・体験活動機会の充実、子ども会活動への連携及び支援を行います。 スタッフの確保が難しい部分があり、今後は地域の老人会や区長さんなど地元の人や農業者、PTA等地域の町民と連携し事業を進めていきます。	教育委員会 各小中学校 関係する町民 等
学校施設等の開放	社会体育の普及、スポーツ活動の拠点として学校体育施設等を開放し、町民が利用できる体制づくりを推進し、施設の有効活用を図っていきます。現在、町内小中学校の体育館やグラウンドを開放しています。スポーツ少年団等については施設利用料の見直しを行い、使いやすいものにしていきます。	教育委員会 福祉介護課 各小中学校 体育協会 武道館運営協議会 社会福祉協議会 等
スポーツ活動の充実	スポーツに親しむためのきっかけづくりとスポーツ活動の継続のために、スポーツ大会、教室等の充実を図っていきます。市町対抗駅伝に関しては小学生に対して練習参加を促し指導を行いました。フェスタ南伊豆開催時にニュースポーツ等の無料体験を実施し、ふるさと学級のキャンプではシーカヤック、カッターなどを行います。	教育委員会 ボランティア スポーツ推進委員 体育協会 横浜臨海学校等

基本目標 2 子育てを社会全体で支えていく体制づくり

計画目標値

指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
父親の育児休業取得率	令和4年度	10.5%	令和10年度	17.0%

基本施策 4 子育てを支援する生活環境の整備

居住環境の向上は、安心して子どもを産み育てるためには欠かすことのできないものであり、公共交通機関や道路の整備、公共施設などのバリアフリー化や授乳施設設置の啓発を図るなど、安心して楽しく外出できる環境を整えるとともに、子育て環境に適した居住環境を推進します。

また、町内の全ての子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブ等の整備を図ります。

(1) 良質な住宅の確保や情報の提供

事業名	事業内容	担当課
住環境の整備	子どもや子育て家庭に配慮した住環境の整備を行うとともに、空き家の活用による住宅環境の確保や子育てがしやすい住宅環境の整備を図っていきます。	地域整備課 地方創生室
公営住宅の整備	長寿命化計画に基づく中木住宅及び上賀茂住宅の改修を実施しました。 今後は、空き家の活用や民間アパート等の借上げによる公営住宅の確保も検討していきます。	地域整備課 地方創生室

(2) 安全な道路交通環境の整備

事業名	事業内容	担当課
ユニバーサルデザイン推進事業・安全な道路交通環境の整備	妊産婦、乳幼児連れの親子等のため、道路、交通機関等において段差の解消等、ユニバーサルデザインを推進していきます。 子どもの交通安全のためには、未就学児から小学生等に至るまでの発達段階に応じた交通安全教育や、行政やPTA等の協働による呼びかけ・見守りが必要です。 そのため、認定こども園や学校、関係機関と連携した子どもへの交通安全教育による子ども自身の安全確保だけではなく、通学路の歩道の整備、段差の解消に努めるなど、交通事故防止対策を推進します。 今後も、町内の道路等を点検し、子どもにとって危険な箇所の補修・修繕を行っていきます。また、ユニバーサルデザインの理念に基づき、子育て家庭に配慮した道路整備を行っていきます。	地域整備課

(3) 安心して外出できる環境の整備

事業名	事業内容	担当課
公共施設整備・身近な遊び場の確保	乳幼児期の子どもや子ども連れの利用に配慮した公共施設、身近な遊び場の確保、公園・緑地の整備を行います。妊婦や子ども連れの親にとって、道路の段差や死角になりやすい建物等は、時として外出をためらわせる要因となります。 妊婦や子どもにとって障害となるものを除去し、大人だけでなく子どもも積極的に外出できる環境をつくるために、段差の解消や公共施設のバリアフリー化等による地域のユニバーサルデザイン化を進めていきます。 今後は、公園等の公共施設の整備状況を把握した上で、整備・修繕が必要な箇所について検討していきます。	地域整備課

(4) 安全・安心なまちづくりの推進

事業名	事業内容	担当課
子どもの視点に立ったまちづくり	子どもの安全の確保という視点に立って町内の生活環境を見直し、子どもとその家族が安心して生活できるよう、公共施設等の安全の確保や地域のパトロールなどを充実させます。 また、小学1年生に対し防犯ブザーを毎年支給するとともに、遠距離通学児童・生徒の定期券及び回数券を支給します。 今後も、地域と行政の協働の下で、子どもの安全確保を目的とした公共施設の整備や犯罪防止を図っていきます。	地域整備課 教育委員会
自然環境の保全	うるおい、やすらぎのある景観づくりを推進していきます。 自然豊かな当町は、海・山は自然公園法等に守られ、街並みについても広告物の規制等で守られています。景観づくりについては、景観条例の制定及び景観計画の策定を進め、子どもが落ち着いて暮らせるまちづくりとつながるよう整備します。	地域整備課
犯罪の未然防止の推進	警察官駐在所や防犯協会との連携を図りながら、犯罪の未然防止に努めていきます。平成25年度に青色防犯パトカーの登録配備を実施し、総務課（防犯・暴追）、企画課（消費者行政）、教育委員会（青少年育成）と連携し、防犯活動の推進をしています。 また、同報無線による広報に合わせ、町民メールの配信も実施しています。 今後も、関係機関と連携しながら防犯活動の推進を図っていきます。	総務課 下田警察署 各駐在所 防犯協会
安心・安全なまちづくりの推進	学校、保護者、ボランティア等が協力し、通学路において交通指導を実施していきます。町交通安全対策委員会では、年4回の交通安全運動を中心に、各団体と協力しながら、交通安全の推進と交通事故防止活動を推進します。	総務課 交通安全協会 交通指導員会各 小中学校 下田警察署
子どもの居場所づくりの推進	子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブ等の充実を図り、遊びや生活の場を提供します。	福祉介護課

基本施策5 子育てと仕事の両立支援

核家族化や女性の就業率の向上等による社会進出が進み、男女がともに家事や育児を分担し、家庭生活を築くことが大切です。

本町においては、子育て期に適した働き方の選択ができるなど、多様な働き方や仕事と生活の調和に対する企業の自主的な取組への支援を推進するとともに、子育ては、男女がともに責任を担うものであるという認識に基づき、男女の固定的な役割分担を見直すよう意識の変革についての啓発等を進めます。

（１）男性を含めた働き方の見直し等を図るための広報・啓発等の推進

事業名	事業内容	担当課
育児休業制度等の普及・事業主への啓発及び就労環境の改善	町民や事業主に対して、育児休業制度や、子育てに配慮した就労環境づくりの普及・啓発活動を充実させます。	商工観光課 南伊豆町商工会 下田公共職業安定所 静岡県労働雇用政策課
就職の支援	情報の提供に努め、仕事と子育てを両立できる就労環境づくりを促進します。	商工観光課 南伊豆町商工会 下田公共職業安定所 静岡県労働雇用政策課

（２）仕事と子育ての両立の推進

事業名	事業内容	担当課
育児休業制度等の普及・事業主への啓発及び就労環境の改善（再掲）	町民や事業主に対して、育児休業制度や、子育てに配慮した就労環境づくりの普及・啓発活動を充実させます。	商工観光課 南伊豆町商工会 下田公共職業安定所 静岡県労働雇用政策課
切れ目のない保育（再掲）	出産後の保護者の就労と子育てを支援するため、満10か月からの0歳児保育を実施しています。出産の時点で通園しているきょうだいについても出産後10か月までは継続して通園することができ、切れ目のない保育を行っています。住民ニーズに対応するため、今後も、職員の確保に努め、必要に応じ定員数の見直しや施設整備を行い、受入れ態勢を整えます。	福祉介護課

基本目標3 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

計画目標値

指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
要保護・準要保護児童数・生徒数	令和5年度	40人	令和10年度	35人

基本施策6 子どもの安全確保

子どもの安全を確保するため、総合的な交通安全対策を推進します。また、子どもが被害者となる犯罪に対して、防犯に関する意識づけや「自分のまちは自分で守る」といった地域ぐるみ（地域、学校、行政、家庭、関係機関）の協力体制を推進するとともに、被害にあった子どもに対しては、関係機関との連携を図り、カウンセリング等のきめ細かな支援を行います。

（1）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	事業内容	担当課
交通安全対策の推進・交通安全教室の開催	認定こども園、小学校、中学校と連携し交通安全指導員の協力を得ながら、交通安全教室を開催して意識の徹底を図っていきます。 各小中学校に合わせ学校付近での交差点や、横断歩道を活用した歩行指導、また、自転車の乗り方指導など、交通安全指導員による交通安全教室を随時実施しています。 今後も、継続的な交通安全の推進と交通事故防止活動を推進していきます。	総務課 認定こども園 各小中学校 交通安全協会 交通指導員会 下田警察署

（2）子どもを犯罪等から守るための活動の推進

事業名	事業内容	担当課
事故防止対策推進	平成25年度に青色防犯パトカーの登録配備を実施し、総務課（防犯・暴追）、企画課（消費者行政）、教育委員会（青少年育成）と連携し、防犯活動の推進をしています。 また、同報無線による広報に合わせ、町民メールの配信も実施しています。 今後も、関係機関と連携しながら防犯活動の推進を図っていきます。	総務課 下田警察署 各駐在所 防犯協会

事業名	事業内容	担当課
安心・安全なまちづくりの推進（再掲）	学校、保護者、ボランティア等が協力し、通学路において交通指導を実施していきます。町交通安全対策委員会では、年4回の交通安全運動を中心に、各団体と協力しながら、交通安全の推進と交通事故防止活動を推進します。	総務課 交通安全協会 交通指導員会 各小中学校 下田警察署
防犯対策の強化	認定こども園、小学校、中学校における不審者による被害や犯罪に子どもが巻き込まれることを防ぐため、敷地内に防犯カメラを設置するなど防犯対策を強化します。	認定こども園 各小中学校

（３）被害にあった子どもの保護の推進

事業名	事業内容	担当課
相談事業の充実	精神的ダメージの軽減に向けた相談業務を通じて問題の詳細を把握し、その上で適切な支援を行えるネットワークの充実を図っていきます。	健康増進課
心の相談業務	専門機関との連携体制を充実させ、被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援していきます。あわせて、被害を未然に防止するために、関係機関と連携を行っていきます。	健康増進課 各医療機関等

基本施策7 要保護児童の対応等細かな取組の推進

児童虐待は、子どもの心と身体に深い傷を残し、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるため、早期対応による心のケアの充実と、再発防止のための一時保護などを図ります。

また、いじめ防止・不登校対策として、「南伊豆町いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの未然防止や早期発見、いじめが疑われる事態が発生した際の早期対応、組織的な取組等が図られるよう必要な指導や支援を行います。

さらに、ひとり親家庭、発達に心配のある子ども、不登校児や障害児をもつ家庭、外国籍の家庭など、特別なサポートを必要とする家庭や子どもの状況に合わせ、適切な取組を推進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

事業名	事業内容	担当課
民生委員・児童委員による学校訪問	虐待の早期発見や気になるケース・家庭を地域で支えていくための情報収集に努めます。	福祉介護課 民生委員 児童委員協議会
児童虐待防止対策（早期発見・関係機関との連携）	児童虐待の未然防止、早期発見とともに、迅速かつ的確な対応を図るため、関係機関や地域関係者のネットワーク強化に努めていきます。 南伊豆町要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等に対する適切な支援を行うために必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行っています。	福祉介護課 健康増進課 賀茂児童相談所 賀茂健康福祉センター 教育委員会 認定こども園 地域子育て支援センター 各小中学校 下田警察署 民生委員 児童委員協議会 社会福祉協議会 等

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名	事業内容	担当課
相談の充実	窓口相談の充実や地域における民生委員・児童委員の活動の強化を図ります。 また、母子家庭等就業・自立支援センターの相談事業等の周知を図ります。	福祉介護課
ひとり親家庭等の自立支援の推進・援助の充実	母子寡婦福祉資金貸付制度や母子家庭等医療費助成等、制度の周知や活用の拡充を図ります。 今後も、情報提供や相談体制の充実を図り、ひとり親家庭等の自立を支援していきます。	福祉介護課

(3) 障害児施策の充実

事業名	事業内容	担当課
地域療育体制の整備	「賀茂地区障害者計画」を推進して、地域療育支援事業及び発達訓練指導の実施に努めます。また「伊豆つくし学園」で実施している2次療育教室と機能分担を図り、町における療育支援事業を実施していきます。 今後のサービス需要の動向を注視するとともに、賀茂地区全体で児童発達支援センターの設置の検討を進めます。	福祉介護課
障害の原因となる疾病等の早期発見・治療の推進	乳幼児健診等で、精神・行動・言語等の遅れがある場合は発達相談の受診を促します。その上で、障害の程度により、医療・福祉・保健が連携し適切な療育につなげていきます。また、健診等で発達上気になる子どもがいた場合には、ことばの教室、心理精密健診、発達相談等の利用を推進し、必要があれば療育教室や医療機関の受診につなげています。 また、臨床心理士による、認定こども園及び小中学校の就学支援に係る巡回相談を行います。 今後も、地域に合った特別支援の体制を整備していくとともに、関係機関との情報共有を密に行い、早期にケースに合った対応ができるよう努めていきます。	健康増進課 教育委員会 地域子育て支援センター 認定こども園 各小中学校 賀茂健康福祉センター 賀茂児童相談所 地域生活支援センター

事業名	事業内容	担当課
障害者（児）日常生活用具給付	在宅の身体に障害のある方や児童に対し、日常生活を容易にするため、浴槽、便器等の日常生活用具や補装具の給付を行い、日常生活の便宜を図っていきます。	福祉介護課
重度心身障害者（児）医療費助成	身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ、特別児童扶養手当１級の方等に対して医療費の一部を助成し、障害児福祉の充実を図っていきます。	福祉介護課
障害者（児）受入れ推進	認定こども園や放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進していきます。	福祉介護課 NPO法人
障害児就学支援事業	認定こども園や教育委員会と連携し、障害児の就学支援を行うとともに、障害児教育の充実を図っていきます。	健康増進課 教育委員会

(4) いじめ防止・不登校対策

事業名	事業内容	担当課
いじめ防止	いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。 本町及び教育委員会は、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を「南伊豆町いじめの防止等のための基本的な方針」としてまとめ、「南伊豆町いじめ問題等連絡協議会等条例」を制定しました。 いじめの未然防止や早期発見、いじめが疑われる事態が発生した際の早期対応、組織的な取組等が図られるよう必要な指導や支援を行っていきます。	教育委員会 各小中学校 地域住民 専門家等
不登校対策	学校に登校できない子どもの悩みは、勉強、友人関係、家庭の事情等、様々です。毎週月曜日の午後に相談日を設け、元校長による教育相談を開催しているほか、学校ではスクールカウンセラー・教育相談員等が児童・保護者等との面接相談を行っています。 今後も、専門家、学校、家庭、地域が連携した地域ぐるみのサポートを進めていきます。	教育委員会 各小中学校 専門家 地域住民等

基本施策8 次世代の親の育成

人口減少・少子化が進んでいる本町においては、次世代の親の育成は喫緊の課題です。次世代の親となる子どもたちに、子どもを産み育てることの意義について啓発を進めるほか、自立性と社会性をはぐくむために子どもの権利の普及・啓発及び世代間交流や様々な体験・経験の場の創出を図り、未来を創る心豊かな人づくりを推進します。

(1) 次世代の親の育成

事業名	事業内容	担当課
子育て意識の啓発	母子健康手帳交付時に育児に関するリーフレット等を配布します。 両親学級により、正しい知識の普及、子育て意識の啓発を行っていきます。今後も子育てに関する啓発活動を推進するとともに、情報提供や各種事業を展開していきます。	健康増進課 教育委員会
思春期講座	人権や男女共同参画の観点などから、人の命の大切さや人への思いやり等を学ぶ機会として、各関係機関と連携し、実施します。	健康増進課 各小中学校等
子どもの権利の普及・啓発	学校や教育委員会など関係機関が連携し、子どもの権利の普及・啓発を図り、子どもが自分が持つ権利を学ぶことで、お互いを大切にする社会基盤の構築を図ります。	教育委員会 各小中学校等

基本目標 4 子どもの貧困対策の推進

計画目標値

指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
生活保護受給世帯数（母子世帯）	令和5年度	1人	令和10年度	0人

基本施策9 総合的な子どもの貧困対策

多様な関係機関が連携し、経済的に困難な状態にある子どもや家庭に対して適切な支援を行っていくため、既存のネットワークを活用した支援体制の構築を図ります。

また、家庭環境や経済状況に左右されず、子ども一人ひとりがその個性と可能性を伸ばしながら成長できるよう、乳幼児期の保育・教育の確保をはじめ、学習環境の支援を図り、教育の機会均等を確保します。

経済的に困難な状態にある子どもやその家庭が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、一層困難な状態に陥ることがないように、相談支援の充実を図り、全ての子どもが健やかに成長できるよう支援を行います。

保護者の就労への支援を行うとともに、生活基盤の安定に向けた各種手当、助成や貸付けなど、諸制度を活用した適切な経済的支援を行います。

（1）支援のネットワークづくり

事業名	事業内容	担当課
困難や課題の早期発見（気づき）の体制づくり	庁内の各担当職員が、保育・教育機関をはじめ、住民と接する様々な機会などを活用し、子どもやその家庭が抱える困難や課題に気づき、状況を把握した上で適切に支援につなげていけるよう、体制づくりに努めます。	福祉介護課 健康増進課 教育委員会 民生委員 児童委員協議会
適切な支援に「つなぐ」体制づくり	困難や課題を抱える子どもに関する情報を共有することの重要性や、適切な支援に「つなぐ」ための役割分担の在り方、また貧困について安心して相談できる体制づくりに努めます。	福祉介護課 健康増進課 教育委員会 民生委員 児童委員協議会

事業名	事業内容	担当課
支援体制のネットワークづくり	困難や課題を抱える子どもについては、子どもと子育て家庭の困難や課題に気づき、支援をつなぎ、見守る、切れ目のない支援体制の確立が重要です。子どもに早い段階から寄り添い、必要な支援が的確に届くよう、行政、地域住民、関係団体等によるネットワークづくりを推進します。	福祉介護課 健康増進課 教育委員会 民生委員 児童委員協議会 社会福祉協議会

(2) 保育・教育の支援

事業名	事業内容	担当課
保育環境の充実	子ども一人ひとりの視点を第一に置き、保護者の就労状況や利用者のニーズに応じた子育て支援・保育環境の充実を図ります。	福祉介護課
教育の支援	経済的事情により、教育に格差がないようにすることが大切です。子ども一人ひとりが豊かな心を持ち、個性や創造力を伸ばしながら、困難な状況の有無にかかわらず自立心と社会性を育むことができるよう、子どもの個性に応じたきめ細かな指導を行うとともに、教育内容の充実に努めます。	教育委員会

(3) 生活の支援

事業名	事業内容	担当課
くらしの支援	子どもが生き抜く力を身につけるため、最低限の経済基盤が確保された中で、正しい生活習慣を身につけ、安定して生活できるよう支援します。	福祉介護課 社会福祉協議会
健康づくり・発育の支援	出産や育児に関する相談支援をはじめ、親子の健康づくりを支援するとともに、妊娠から産後にかけて切れ目ない支援の体制を整え、子どもの健やかな成長を支援します。	健康増進課

(4) 就労・経済的支援

事業名	事業内容	担当課
就労への支援	生活の安定のためには、家計の安定が必要です。そのため、保護者の就職活動等への支援など、経済的に自立した生活に向けて支援します。	福祉介護課
経済的支援	就業が難しいなど、様々な事情により経済的な支援が必要な家庭に対して、様々な制度を活用した経済的支援を図ります。将来、子どもが町外に転出したとしても、自立してしっかり暮らしていけるよう、子どもに向けた投資として、貧困の連鎖の解消を図ります。	福祉介護課 社会福祉協議会

第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量と確保方策

1 事業計画における区域設定の考え方

子ども・子育て支援サービスの見込み量算出に当たっては、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務づけられています。

幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」ならびに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

本町では、現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期子ども・子育て支援事業計画の区域設定を継承し、町内全域を1区域とします。

また、教育・保育提供区域に提供されるサービスについては、教育・保育事業（認定こども園等）のほか、下記の地域子ども・子育て支援事業があります。

【地域子ども・子育て支援事業】

事業名	本町における実施
①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	実施する
②地域子育て支援拠点事業	
③一時預かり事業	
④病児・病後児保育事業	
⑤妊婦健康診査	
⑥乳児家庭全戸訪問事業	
⑦養育支援訪問事業	
⑧妊婦等包括相談支援事業	
⑨産後ケア事業	
⑩乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑫多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
⑬子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	実施に向け検討
⑭利用者支援事業	
⑮延長保育事業	
⑯子育て短期支援事業（ショートステイ）	
⑰子育て世帯訪問支援事業	
⑱児童育成支援拠点事業	
⑲親子関係形成支援事業	

2 教育・保育における量の見込みと確保方策

① 1号認定（幼稚園・認定こども園）	
事業の概要	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、幼稚園または認定こども園で教育を希望する場合に利用します。
対象	3～5歳

■ 1号認定

（単位:人）

項目 \ 計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量計	15	12	9	7	6
②確保方策	45	45	45	45	45
特定教育・保育施設	45	45	45	45	45
地域型保育事業	0	0	0	0	0
②－①	30	33	36	38	39

② 2号認定（保育所・認定こども園）	
事業の概要	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、「保育の必要な事由（保護者の就労または疾病等）」に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望する場合に利用します。
対象	3～5歳

■ 2号認定

（単位:人）

項目 \ 計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量計	66	62	63	63	60
②確保方策	105	105	105	105	105
特定教育・保育施設	105	105	105	105	105
地域型保育事業	0	0	0	0	0
②－①	39	43	42	42	45

③3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育）

事業の概要	満3歳未満の小学校就学前の子どもで、「保育の必要な事由（保護者の労働または疾病等）」に該当し、保育所・認定こども園・地域型保育等での保育を希望する場合に利用します。
対象	0～2歳

■3号認定（0歳）

（単位:人）

計画年度 項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量計	5	5	5	5	5
②確保方策	15	15	15	15	15
特定教育・保育施設	15	15	15	15	15
地域型保育事業	0	0	0	0	0
②－①	10	10	10	10	10

■3号認定（1歳）

（単位:人）

計画年度 項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量計	20	20	20	20	20
②確保方策	24	24	24	24	24
特定教育・保育施設	24	24	24	24	24
地域型保育事業	0	0	0	0	0
②－①	4	4	4	4	4

■3号認定（2歳）

（単位:人）

計画年度 項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量計	20	20	20	20	20
②確保方策	36	36	36	36	36
特定教育・保育施設	36	36	36	36	36
地域型保育事業	0	0	0	0	0
②－①	16	16	16	16	16

④計画期間における保育利用率※					
人口推計	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳	24	23	22	21	20
1 歳	21	23	22	22	21
2 歳	30	20	22	21	21
合計	75	66	66	64	62
確保方策	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳	15	15	15	15	15
1 歳	24	24	24	24	24
2 歳	36	36	36	36	36
合計	75	75	75	75	75
保育利用率	100.0%	113.6%	113.6%	117.2%	121.0%

※保育利用率：

3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所、地域型保育事業に該当する子どもの利用定員数の割合。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
事業の概要	就業等により昼間家庭に保護者のいない児童を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図ります。
対象	小学校1～6年生の児童

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（単位:人）

計画年度 項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1年生	19	19	19	19	19
2年生	17	17	17	17	17
3年生	17	17	17	17	17
4年生	12	12	12	12	12
5年生	3	3	3	3	3
6年生	1	1	1	1	1
①見込量計	69	69	69	69	69
②確保方策	70	70	70	70	70
②－①	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業	
事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。
対象	小学校就学前までの児童とその保護者

■地域子育て支援拠点事業（延べ利用組数）（単位：組）

計画年度 項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量計	1,849	1,849	1,849	1,849	1,849
②確保方策	1,849	1,849	1,849	1,849	1,849
②－①	0	0	0	0	0

③一時預かり事業	
事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園において、一時的に預かり、必要な保育を行います。
対象	3～5歳

■一時預かり事業（幼稚園型）

（単位：人日）

項目 \ 計画年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①見込量計	40	40	40	40	40
②確保方策	40	40	40	40	40
②－①	0	0	0	0	0

■一時預かり事業（幼稚園型以外）

（単位：人日）

項目 \ 計画年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①見込量計	6	6	6	6	6
②確保方策	6	6	6	6	6
②－①	0	0	0	0	0

④病児・病後児保育事業	
事業の概要	病児について、病院などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業です。
対象	0～5歳

■病児・病後児保育事業

（単位：人日）

項目 \ 計画年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①見込量計	75	75	75	75	75
②確保方策	75	75	75	75	75
②－①	0	0	0	0	0

⑤妊婦健康診査

事業の概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
対象	全ての妊婦

■妊婦健康診査

(単位：人回)

計画年度 項目	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①見込量計	332	332	332	332	332
②確保方策	332	332	332	332	332
②－①	0	0	0	0	0

⑥乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要	生後4か月までの乳児のいる世帯全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
対象	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭

■乳児家庭全戸訪問事業

(単位：延べ件数)

計画年度 項目	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①見込量計	24	23	22	21	20
②確保方策	24	23	22	21	20
②－①	0	0	0	0	0

⑦養育支援訪問事業

事業の概要	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
対象	養育支援が特に必要な家庭

■養育支援訪問事業

(単位：延べ件数)

計画年度 項目	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①見込量計	15	15	15	15	15
②確保方策	15	15	15	15	15
②－①	0	0	0	0	0

⑧妊婦等包括相談支援事業	
事業の概要	妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的としています。
対象	全ての子育て世帯

■妊婦等包括相談支援事業

(単位：延べ回数)

計画年度 項目	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①見込量計	51	51	51	51	51
②確保方策	51	51	51	51	51
②－①	0	0	0	0	0

⑨産後ケア事業	
事業の概要	産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としています。
対象	産後に心身の不調または育児不安等がある者、その他特に支援が必要と認められる者

■産後ケア事業

(単位：延べ人数)

計画年度 項目	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①見込量計	5	5	5	5	5
②確保方策	5	5	5	5	5
②－①	0	0	0	0	0

⑩乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業の概要	令和8年度からの給付制度化（全国全ての自治体での実施）に向けて整備が進められており、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。
対象	0歳6か月～2歳の未就園児を対象

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（単位：延べ人数）

計画年度 項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量計	-	4	4	4	4
②確保方策	-	4	4	4	4
②-①	-	0	0	0	0

⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。 本町が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必要に応じて補足給付の在り方を検討します。
-------	---

⑫多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業の概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。 本町では、将来的に民間事業者の参入促進が必要となった場合に備えて、民間事業者参入に関する情報交換や情報収集を行います。
-------	--

⑬子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

事業の概要	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業です。
-------	---

⑭利用者支援事業

事業の概要

子どもやその保護者が、認定こども園等での教育・保育や、一時預かり、放課後学童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

⑮延長保育事業

事業の概要

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の時間において、認定こども園等において保育を実施する事業です。

⑯子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業の概要

保護者が疾病・疲労など身体上、精神上、環境上等の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

⑰子育て世帯訪問支援事業

事業の概要

子育て家庭や妊産婦等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みの相談に対応するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

⑱児童育成支援拠点事業

事業の概要

家庭や学校に居場所のない児童等を対象に、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

⑲親子関係形成支援事業

事業の概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、児童の心身の発達に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行い、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

第6章 計画の推進について

1 計画の推進体制

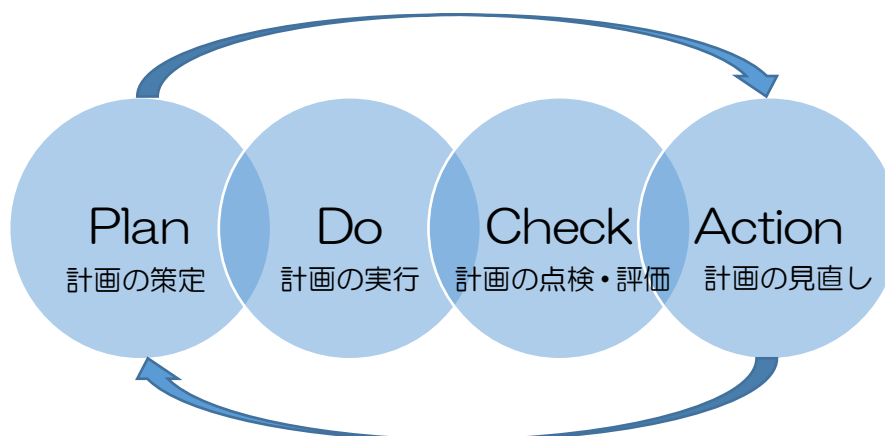
本計画は、子ども・若者に関する施策の総合的な計画となっており、全ての子ども・若者と子育て家庭を対象とした施策を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携するとともに、町全体として支援に取り組むことが必要不可欠であり、町内の子育て支援にかかわる、家庭をはじめ、認定こども園、学校、地域、企業、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の推進については、実効性を高めるため、「南伊豆町子ども・子育て会議」において計画の進捗について確認する機会を毎年度設ける等、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検評価・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取組の推進を図ります。

また、計画に基づく事業の実施状況や評価については、町の広報やホームページ等を活用し広く住民に公表していきます。



3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

教育・保育の一体的提供の推進を図るため、認定こども園、小学校など相互の連携を推進します。また、住民が希望する教育・保育ニーズに応えられるよう、近接する自治体と連携を図り、迅速な調整等が行われるように努めます。

また、認定こども園が地域子ども・子育て支援事業のサービス提供主体でもあることから、認定こども園と多様な保育サービスを提供する地域子ども・子育て支援事業の連携は必要不可欠であり、その連携が円滑に行えるよう努めます。

4 子ども・子育てを取り巻く環境の国際化への対応

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、生活に必要な日本語の習得に困難な幼児への支援など、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図ります。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

国の幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。本町では、公正かつ適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案しつつ、円滑な給付方法を検討し、実施します。

6 障害児支援の体制整備

地域において障害児を支援する体制を整備するに当たっては、児童発達支援センター等による専門的支援の強化や保育所等訪問支援等の活用を通して、認定こども園、小学校、放課後児童クラブ等の育ちの場において関係者が連携・協力しながら地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進します。

資料編

1 南伊豆町子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 25 日条例第 12 号

改正

平成 29 年 12 月 7 日条例第 24 号

令和 5 年 2 月 27 日条例第 4 号

南伊豆町子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、南伊豆町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、答申することができる。

- (1) 南伊豆町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設の利用定員の設置に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業の利用定員の設置に関すること。
- (5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織等)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 町内の保育所、認定こども園及び小学校に在籍する子どもの保護者並びに南伊豆町地域子育て支援センターの利用登録者
- (5) 町民
- (6) 関係行政団体の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

3 前項第 5 号に掲げる者は公募によるものとし、その人数は、2 人以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議の開催は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉介護課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に行われる子ども・子育て会議は、町長が招集する。

附 則（平成29年12月7日条例第24号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月27日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 南伊豆町子ども・子育て会議委員名簿

No	分類	所属	氏名	委員役職名
1	学識経験者	賀茂圏域スーパーバイザー	黒田 三千弥	委員長
2	〃	南伊豆町民生委員協議会会長	渡邊 芳男	副委員長
3	関係団体からの推薦	南伊豆町社会福祉協議会	藤原 好秀	
4	〃	子育て支援団体 (NPO 法人 みなみのキッズ)	高橋 奈緒	
5	〃	保育サポーター	榮 淳子	
6	子どもの保護者	小中学校・こども園保護者代表	土屋 琴乃	
7	事業従事者	放課後児童クラブ (NPO 法人 風楽)	渡邊 映子	
8	行政団体の職員	南伊豆町教育委員会 学校教育係長	鈴木 ミエ	
9	〃	南伊豆町健康増進課 保健師	與後 和歌子	
10	〃	南伊豆認定こども園長	土屋 千恵	

南伊豆町こども計画

発行年月 令和7年3月

企画・編集 南伊豆町 福祉介護課

〒415-0392 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂 315-1

TEL 0558-62-6233

FAX 0558-62-2493